

彦根市既存建築物耐震改修促進計画

平成 28 年 3 月

彦 根 市

目 次

序章 計画策定にあたって

1. 計画の背景と目的等..... 1
2. 耐震改修促進法をめぐる経緯..... 4

第1章 上位関連計画

1. 国・県の計画..... 5
2. 彦根市の計画..... 11

第2章 彦根市の現況

1. 位置・面積..... 15
2. 地形・地盤等..... 16
3. 有感地震回数..... 18
4. 人口・世帯数等..... 19
5. 市街地の状況..... 23

第3章 想定される地震の規模・被害の予測

1. 被害履歴..... 25
2. 地震被害想定..... 26

第4章 耐震化の現状と目標設定

1. 住宅の耐震化の現状..... 29
2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状..... 30
3. 市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状..... 33
4. 要安全確認計画記載建築物の現状..... 34
5. 耐震改修等の目標の設定..... 35

第5章 建築物の耐震診断および耐震改修促進を図る施策に関する事項

1. 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取り組み方針..... 43
2. 住宅・建築物耐震化促進を図るための課題..... 43
3. 基本的な考え方..... 43
4. 耐震診断・耐震改修を図るための支援策等の概要..... 44
5. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備..... 50
6. 地震時の総合的な安全対策..... 52
7. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項..... 55

第6章 建築物の地震に対する安全性向上への啓発および知識の普及

1. 地震ハザードマップの周知・啓発..... 59
2. 相談体制および情報提供の充実..... 59
3. パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催..... 60
4. 耐震診断・耐震改修技術者の育成・登録の推進..... 60
5. 減災教育による人材育成..... 61
6. リフォームにあわせた耐震改修の誘導..... 61
7. 自治会等との連携..... 61
8. コミュニティ防災等への支援..... 62
9. 高齢者世帯への支援..... 62

第7章 建築物所有者に対する耐震診断または耐震改修時の指導等のあり方

- 1. 耐震改修促進法による指導等の実施 63
- 2. 建築基準法による勧告または命令など 69

第8章 その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関する必要事項

- 1. 避難路の安全対策 71
- 2. 防災のまちづくりに向けた展開 71
- 3. 多様な機会を活用した耐震化に関する活動の展開 71
- 4. 関係団体との連携 71
- 5. 新たに建築される建築物の耐震化 71
- 6. 建築物の耐震性に関する表示制度の普及 71

参考資料

- 1. 住宅数の推計資料 資-1
- 2. 避難路 資-6
- 3. 用語の解説 資-9

序章 計画策定にあたって

序章 計画策定にあたって

1. 計画の背景と目的等

(1) 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人で、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものでした。

また、平成16年10月23日の新潟県中越地震、平成17年3月20日の福岡県西方沖地震など、地震発生の可能性が低いとされていた地域においても地震が頻発しており、特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。津波による沿岸部の被害が圧倒的でしたが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生しています。

このように我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

滋賀県は、これまで地震が少ない県と言われてきました。しかし、県内には多くの活断層が存在し、代表的なものは琵琶湖西岸断層帯で、今後30年以内の地震発生確率は、国内の主な活断層の中でも高いグループに属しています。琵琶湖東部には鈴鹿西縁断層帯と呼ばれる複数の活断層で構成された活断帯が存在し、このうち本市内には仏生寺断層と彦根断層の2つがあります。

また、南海トラフの海溝型巨大地震の発生の切迫性が懸念され、広範囲で強い揺れによる被害が甚大なものと想定されています。

彦根市既存建築物耐震改修促進計画の策定の根拠法である「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)」は、平成7年12月25日に施行され、平成18年1月26日の改正によって、市町村計画の策定が規定されました。

その後、平成25年11月25日に改正され、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されています。

また、平成27年6月に国の国土強靱化推進本部において、「国土強靱化アクションプラン2015」が決定されました。この中で、国は住宅の耐震化率を、平成25年時点の82%から平成32年までに95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を、平成25年時点の85%から平成32年までに95%に引き上げることを目標とする方針が提示されました。

こうした目標を達成するためにも耐震改修促進法に基づき、さらに耐震化を推し進めることが必要となりました。

本市では、これらの動きを踏まえ、耐震改修促進法や国の基本方針、滋賀県既存建築物耐震改修促進計画との整合を図り、計画的に既存建築物の地震に対する安全性を向上させるため、彦根市既存建築物耐震改修促進計画の見直しを行います。

(2) 計画の目的

耐震改修促進法第6条第1項において、市町村は都道府県既存建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めることとされています。

また、滋賀県既存建築物耐震改修促進計画では、防災上重要な建築物や公共施設の耐震化を重点的に推進するとともに、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を行い、県内にある建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な促進を図るとしています。

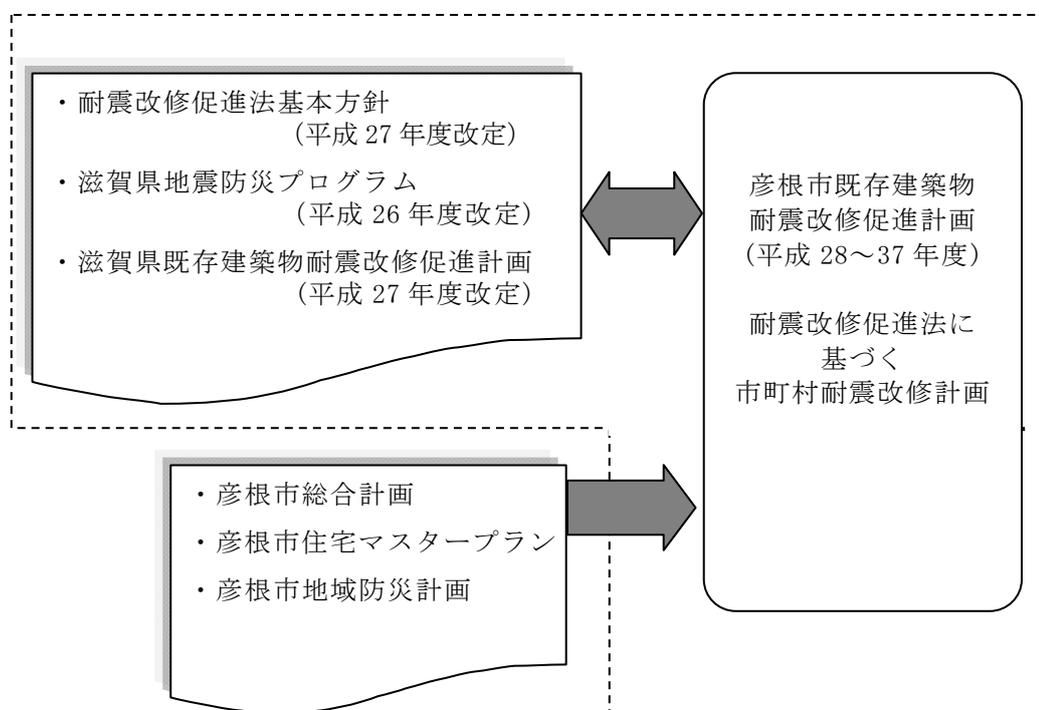
彦根市既存建築物耐震改修促進計画は、国の基本方針および滋賀県既存建築物耐震改修促進計画を受け、本市の既存建築物の地震に対する安全性を向上させるため、住宅や建築物の耐震化を計画的かつ重点的に推進し、災害への備えある安全で安心な地域社会づくりを目指すために策定するものです。

また、耐震診断・耐震改修を促進するための枠組みと具体的な施策を定め、滋賀県地震防災プログラムにある役割に応じた地震防災対策に取り組むものです。

(3) 計画の位置づけ

彦根市既存建築物耐震改修促進計画は、耐震改修促進法に基づき、国の基本方針および滋賀県既存建築物耐震改修促進計画を踏まえ、「彦根市総合計画」、「彦根市住宅マスタープラン」、「彦根市地域防災計画」等を勘案して策定します。

■彦根市既存建築物耐震改修促進計画の位置づけ



(4) 計画の役割

彦根市既存建築物耐震改修促進計画は、本市および滋賀県、建築関係団体、建築物所有者、建築物技術者等がそれぞれの役割を果たし、互いに連携を図り、耐震改修促進法第6条第1項に基づき策定される、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための本市のマスタープラン（基本計画）となるものです。

なお、期間中であっても、地震に関する被害想定調査の結果や国の地震に関する調査研究の結果、法律等の制度改正、社会経済情勢や財政状況の変化などを踏まえて、弾力的に計画の見直しを行うものとします。

(5) 計画期間

滋賀県既存建築物耐震改修促進計画では、実施期間を平成28年度から平成37年度までの10年間としています。

これを受け、彦根市既存建築物耐震改修促進計画の実施期間も、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

また、平成32年度を中間年次として、計画進捗状況の確認を行うとともに、制度の見直しや大規模な災害の発生等により、見直す必要が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

(6) 対象建築物

■耐震改修促進計画の対象建築物

種類	内容
住宅	○戸建住宅、共同住宅 ○市営住宅
民間特定既存耐震不適格建築物	○耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物 ^{※1} のうち、民間が所有する建築物
要緊急安全確認大規模建築物 ^{※2}	○耐震改修促進法附則第3条第1項に定める建築物（病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等）
要安全確認計画記載建築物 ^{※3}	○耐震改修促進法第7条に定める、所有者に対する耐震診断の義務化と自治体によるその結果の公表が規定されている建築物
市所有建築物	○市所有特定既存耐震不適格建築物 ○防災上重要な市所有建築物 ○その他の市所有建築物

※1：p. 65「特定既存耐震不適格建築物の一覧表」参照

※2：p. 63「要緊急安全確認大規模建築物の一覧表」参照

※3：p. 62「要安全確認計画記載建築物等の一覧表」参照

2. 耐震改修促進法をめぐる経緯

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震では、犠牲になった方の約9割が住宅の倒壊等によるものでした。また、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準によって建てられた建築物に大きな被害が集中したことから、現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震による建築物の被害を未然に防止することを目的に、耐震改修促進法が制定されました。以下、改正耐震改修促進法をめぐる経緯について示します。

最近の主な地震	改正耐震改修促進法等の経緯
H16. 10. 23 新潟県中越地震	H17. 2. 25 住宅・建築物の地震防災推進会議の設置
H17. 3. 20 福岡県西方沖地震	H17. 3. 30 中央防災会議「地震防災戦略」決定 ・今後10年間で東海地震等の死者数および経済被害を半減させることを目標 ・この目標を達成するために、住宅の耐震化率を現状の75%から90%とすることが必要
H17. 7. 23 千葉県北西部地震	H17. 6. 10 住宅・建築物の地震防災推進会議による提言 「住宅・建築物の地震防災対策の推進のために」 ・住宅・特定建築物の耐震化率を現状の75%から90%とすることを目標 ・耐震改修促進法等の制度の充実、強化 ・支援制度の拡充、強化 ・所有者等に対する普及、啓発 ・地震保険の活用推進等
H17. 8. 16 宮城県沖地震	H17. 9. 27 中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定 ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施 ・耐震改修促進法の見直しに直ちに取り組む ・学校、庁舎、病院等公共建築物等の耐震化の促進等
	H17. 10. 28 特別国会において耐震改修促進法(改正)の成立
	H17. 11. 7 耐震改修促進法(改正)の公布
	H18. 1. 25 関係政省令、国の基本方針の公布
	H18. 1. 26 耐震改修促進法(改正)の施行
H19. 3. 25 能登半島地震 H19. 7. 16 新潟県中越沖地震	
H20. 6. 14 岩手・宮城内陸地震	
H23. 3. 11 東北地方 太平洋沖地震	H25. 5. 29 耐震改修促進法(改正)の公布
	H25. 11. 25 耐震改修促進法(改正)の施行
	H27. 6. 16 国土強靱化アクションプラン2015の策定
	H28. 3. 25 耐震改修促進法基本方針の改訂

第1章 上位関連計画

第1章 上位関連計画

1. 国・県の計画

(1) 国の基本方針(平成28年3月)

耐震改修促進法第4条に基づき、国土交通大臣が定める「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針(国の基本方針)」の概要は以下のとおりです。

1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国および地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。
- 所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震診断の実施及び結果の報告義務の対象建築物となっている旨の周知。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しての指導・指示の実施、並びに、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
- 所管行政庁による適切かつ速やかな計画の認定等が行われるよう、地方公共団体に対して、必要な助言、情報提供等の実施。
- 所有者等の費用負担の軽減等を図るため、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等の実施。
- 市町村による耐震診断・改修に関する相談窓口の設置やホームページ等での情報提供の実施。
- 国及び地方公共団体による技術者等の人材の育成や情報提供、調査・研究。
- 地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等への必要な助言、情報提供等。
- ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターへの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策、長周期地震動対策についても推進。

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 耐震化率の現状は、住宅約82%、多数の者が利用する建築物約85%
- 耐震化率の目標は、住宅を平成32年までに少なくとも95%に、多数の者が利用する建築物を平成27年までに少なくとも9割にすることを目標。

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。
- 技術指針に基づいた耐震診断と、その結果に基づく必要な耐震改修の実施。

4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発及び知識の普及等を推進。

5. 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

- 都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定。
- 耐震改修等の目標を策定。庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物、病院、ホテル・旅館、福祉施設等民間建築物のうち、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物の指定。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載。
- 個々の建築物を識別する程度の詳細な地震防災マップの作成、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、情報提供、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業について記載。

6. 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

○すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。

出典：国土交通省

(2) 国土強靱化アクションプラン 2015(平成 27 年 6 月)

国土強靱化基本計画の閣議決定を受け、国土強靱化推進本部において決定された「国土強靱化アクションプラン 2015」の建築物の耐震化率の概要は以下のとおりです。

住宅の耐震化率	82%(平成 25 年度) ⇒ 95%(平成 32 年度)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	85%(平成 25 年度) ⇒ 95%(平成 32 年度)

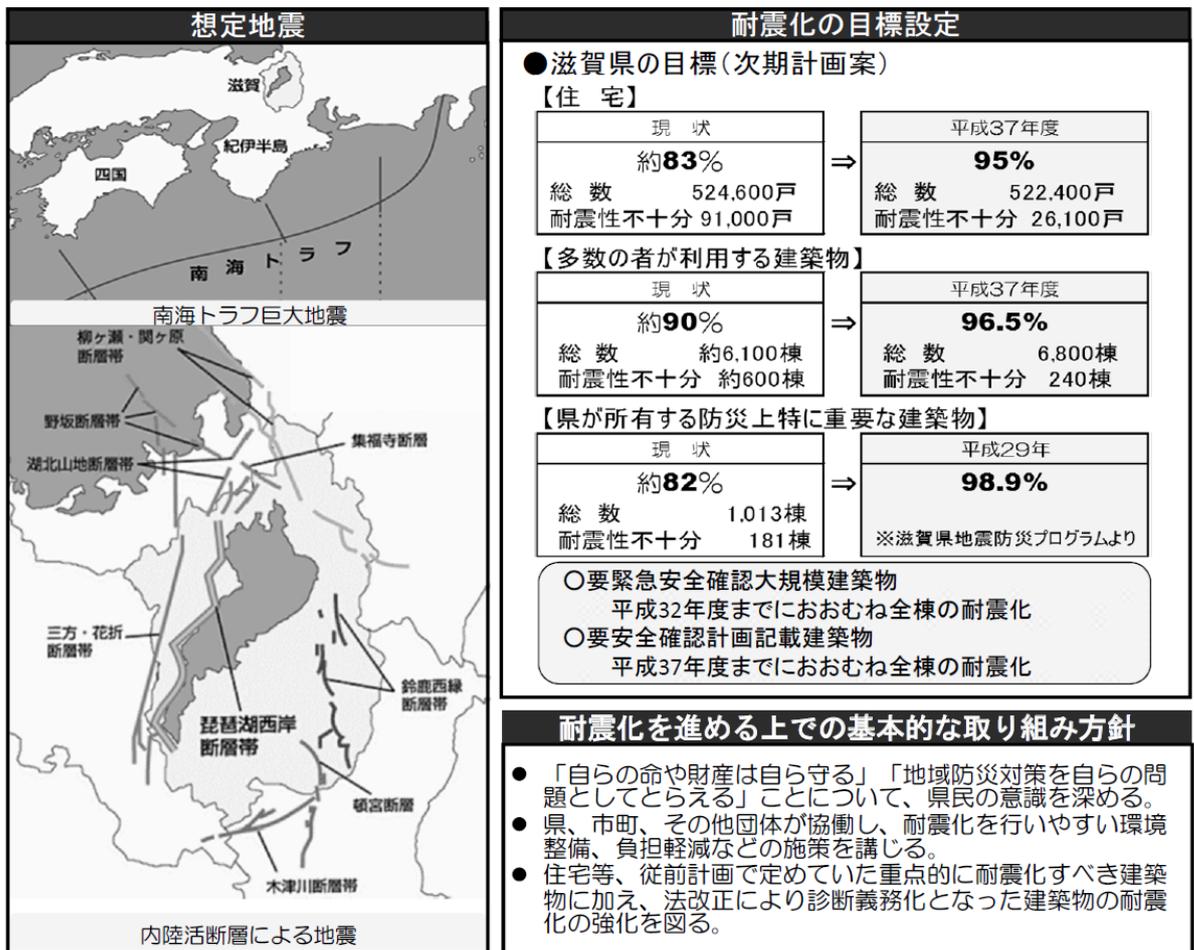
(3) 滋賀県既存建築物耐震改修促進計画

平成28年度～平成37年度までの10年間を計画期間として、住宅の耐震化率を約95%に、多数の者が利用する建築物の耐震化率を約96.5%とすること等を目標に掲げ、耐震化を促進するための基本的な方策等が定められています。

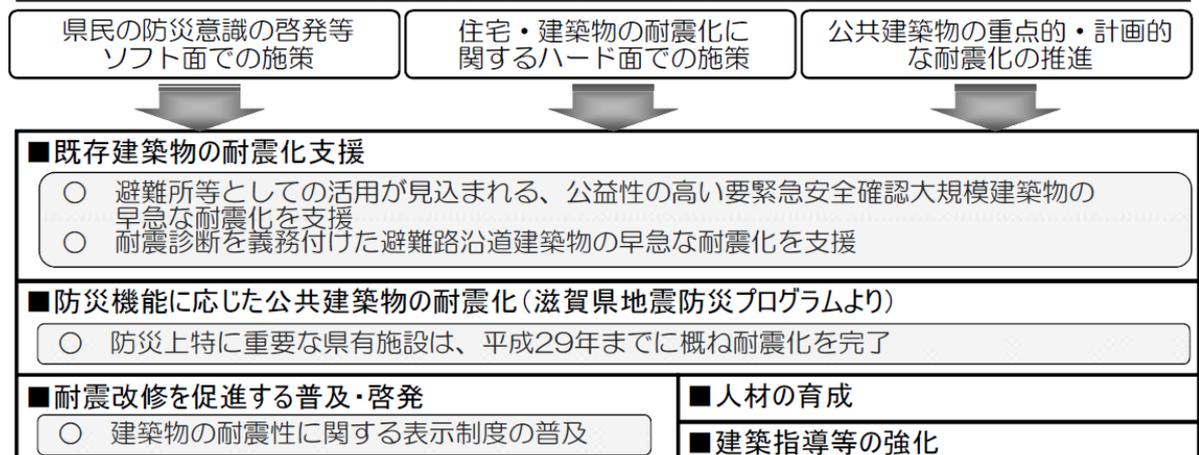
滋賀県既存建築物耐震改修促進計画の概要

計画の趣旨

阪神・淡路大震災、東日本大震災を教訓とし、大地震による人的被害を最小限に留めるため、耐震化率の向上を目標とする、滋賀県における住宅・建築物の耐震化の促進に関する計画を策定。



耐震化を進める具体的な施策の展開



(4) 滋賀県地震防災プログラム(第2次)

滋賀県地震防災プログラムは、計画的かつ効率的、効果的に地震対策に取り組むことを目的とし、「滋賀県地域防災計画(震災対策編)」に基づき実施する施策のうち、平成29年度までに重点的に取り組む事業のアクションプログラム(実行計画)です。

滋賀県地震防災プログラム(第2次)では、本県に甚大な影響を及ぼす可能性のある6つの地震に係る地震被害想定結果の公表(平成26年3月)を受け、その結果を地震防災対策に反映していく必要とともに、「防災上特に重要な県有施設の耐震化」を除く地震防災対策は、平成24年度末に計画期間を満了しましたが、引き続き計画的かつ効率的、効果的に地震対策に取り組む必要があることから、各事業主管課から提示された事業(地震防災プログラム(第1次)の事業のうち継続となる事業と平成26年度からの新規事業(平成25年度からの継続事業を含む))を整理し、体系化することで、平成29年度末までの地震防災プログラムとして地震防災対策を引き続き推進していくこととします。

《地震防災プログラムにおける市の役割》

市は、住民に最も身近で基礎的な地方公共団体であり、区域内の住民の生命、身体および財産を守り、安全を確保するための第一義的責任を有する者として、次のことを行う必要があります。

- ・ 防災のための知識の普及、意識の啓発、必要な情報の提供と周知
- ・ 自主防災組織の育成指導
- ・ 要配慮者対策の推進
- ・ 避難地、避難路など防災施設の整備
- ・ 自らが所有する施設等の耐震化や整備
- ・ 食糧・生活必需品の公的備蓄 など

特に、第1次防災圏である自治会や町内会等で担う自主的な防災活動を支援し、自主防災組織の育成と活性化に努めることは、地域防災力の向上を図る上で、市の大切な役割です。

《地震防災プログラムの体系》

3つの基本施策と13の個別施策により、32の実行の徹底を図ります。

個別施策1. 建築物の耐震化

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された建築物の耐震化を重点的に進めることになっています。

- ◆ 実行1 県有施設の耐震化の推進
- ◆ 実行2 病院の耐震化の促進
- ◆ 実行3 社会福祉施設の耐震化の促進
- ◆ 実行4 学校・幼稚園の耐震化の促進
- ◆ 実行5 住宅の耐震化の促進
- ◆ 実行6 その他公共施設等の耐震化促進

実行1 県有施設の耐震化の推進

1. 防災上特に重要な県有施設の耐震化

- ・防災上特に重要な県有施設である「医療機関施設」、「社会福祉施設」、「学校関係施設」、「利用の多い県民供用施設」および「防災拠点施設(主要な県関係庁舎や警察関係庁舎)」の耐震化を重点的に実施する。

2. 防災上重要な県有施設の耐震化

- ・1.以外の防災上重要な県有施設の耐震化については、利用の状況等を勘案して、順次、耐震診断から計画的に実施する。

3. 県営住宅の耐震化

- ・居住水準の向上を図り、高齢化社会に対応した良質な住環境とするため、既存の老朽化した、また、規模も狭小な県営住宅を建替等により整備する中、耐震対策の必要な県営住宅については、既存団地を統廃合することにより改善する。

実行2 病院の耐震化の促進

1. 病院(国公立を除く)の耐震化

- ・一定の条件に合う病院について、耐震診断に対する支援を行い、診断の結果、補強等が必要な病院に対しては、既存の補助制度等により耐震化が促進されるよう支援を行う。

実行3 社会福祉施設の耐震化の促進

1. 民間社会福祉施設(保育所を除く)の耐震化

- ・設置者が行う耐震診断に対して支援を行い、診断の結果、補強等が必要な施設に対して、既存の補助制度等により耐震化が促進されるよう支援を行う。

2. 民間保育所の耐震化

- ・設置者が耐震診断など、適切な対策を講じるよう啓発に努め、診断の結果、補強等が必要な施設に対しては、既存の補助制度等により耐震化が促進されるよう支援を行う。

3. 公立保育所の耐震化

- ・市町等が耐震診断、耐震改修など適切な対策を講じるよう啓発に努め、耐震改修・改築について、既存の制度を利用して耐震化が促進されるよう助言を行う。

実行4 学校・幼稚園の耐震化の促進

1. 市町立学校等の耐震化

- ・市町立の小中学校・幼稚園については、文部科学省の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」に基づき平成27年度末までの耐震化の完了に向けて取り組まれており、市町が耐震診断、耐震改修など適切な対策を講じるよう、また、既存の国庫補助制度等を利用して耐震改修・改築などの耐震化が促進されるよう啓発、助言に努める。

2. 私立学校等の耐震化

- ・私立の小中学校・幼稚園、高校等については、設置者が耐震診断、耐震改修・改築など適切な対策を講じるよう啓発に努め、国の耐震改修・改築補助制度および県の耐震改築に対する補助制度等を利用して耐震化が促進されるよう助言および支援に努める。

実行5 住宅の耐震化の促進

1. 住宅耐震化の普及啓発

- ・個人木造住宅の耐震診断を行う耐震診断員の養成講習会の開催や耐震診断員等の登録、耐震診断・改修マニュアルの作成等を行う。
- ・設計・施工業者に対する工事講習会の開催や耐震化する住宅の改修モデルを作成する。
- ・県民に対しては、簡易自己診断のPRやリーフレット作成・配布等により、住宅の耐震化への普及啓発や家具の転倒防止等の有効な地震対策について情報提供を行い、住宅の耐震化を促進する。

2. 住宅の耐震診断

- ・一定の条件にあう昭和56年以前に建築された個人木造住宅の耐震診断に対して、市町を通じて支援を行う。

3. 住宅の耐震改修

- ・耐震基準を満たさないと判断された住宅について、融資制度等の情報提供や住宅相談などの指導助言を行い、住宅の耐震化に向けたリフォームや建替などの促進に努める。
- ・一定の条件に合う昭和56年以前に建築された個人木造住宅に対しては、市町を通じて住宅のバリアフリー改修を含めて耐震改修の支援を行う。

実行6 その他公共施設等の耐震化促進

1. 市町立公共施設の耐震化

- ・市町立の公共施設については、市町が耐震診断・耐震改修など適切な対策を講じるよう助言等に努める。
- ・市町地域防災計画上の避難場所や防災拠点に位置づけられている施設については、耐震診断・耐震改修の状況について毎年調査し、必要に応じて内容を確認するなど情報の把握に努め、早急な対策を行うよう要請する。

2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化

- ・3階建てかつ延床面積1,000㎡以上の規模等の特定耐震既存不適格建築物については、「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」に基づき、所有者が耐震診断、耐震補強など適切な対策を講じるよう啓発に努める。
- ・法令で定められている病院、劇場、観覧場など不特定多数の人が利用する建築物で3階建てかつ延床面積5,000㎡以上の規模等の要緊急安全確認大規模建築物等については、所有者が耐震診断・耐震改修を行うよう指導啓発等を行う。

2. 彦根市の計画

(1) 彦根市総合計画(前期基本計画)(平成 23 年 3 月)

平成 23 年度から平成 32 年度までの概ね 10 年間のまちづくり指針として作成された「彦根市総合計画」では、「風格と魅力ある都市の創造」をコンセプトとして、「都市環境基盤の整備」の項で安全で快適な住まいづくりを行うため、災害に強い安全な住宅の形成促進として、「①住宅の耐震性を向上させるための、耐震診断および耐震改修への支援」および「②狭あい道路の拡幅に係る検討」を掲げています。

(2) 彦根市住宅マスタープラン(平成 24 年 3 月)

「彦根市住宅マスタープラン」では、住宅ストックに係る課題として、新耐震基準時以前の建築物が全体の約 30%を占めていること、4 m未満の狭あい道路に接する住宅が約 30%あることから、災害時の安全性に対する危険度が高いこと等が指摘されています。

このようなことから、耐震・耐火など災害に強い住宅ストックを形成するため、彦根市既存建築物耐震改修促進計画に基づき、建築基準法の耐震基準が強化された昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅に対する耐震診断、耐震改修を促進し、救急・消防活動等の支障となる狭あい道路の拡幅について検討することを掲げています。

(3) 彦根市地域防災計画(平成 27 年 6 月)

「彦根市地域防災計画」では、「災害に強いモノづくり」、「災害に強いヒトづくり」、「災害に強いシクミづくり」を基本方針として、水害対策の促進、土砂災害対策の整備、火災対策の促進、地震災害対策の強化、防災活動体制の整備、警戒避難体制の強化、防災知識の普及の 7 つの施策を中心に防災対策を実施すると明記しています。

「地震災害対策の強化」について、以下に要約します。

① 防災対策の大綱

◆地震災害対策の強化

今後もより一層都市施設の耐震性向上や液状化対策の推進に努めるほか、関東・東海地方と比較して、地震災害への認識および危機感が低い点を考慮して、防災意識の向上等のソフト面の充実を図る。

また、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に必要な施設等の整備に関する事項を定める等、当該地域における地震防災体制の強化を図る。

また、「震動対策」、「都市施設対策」の項目において、住宅、建築物等の耐震化について、以下のような施策を示しています。

② 震動対策

<計画>

ア. 住宅の耐震診断、耐震改修等

- 市は、住宅の耐震化の促進にあたっては、地域住民の意識が極めて重要であることから、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用した住宅の耐震化に関する意識啓発を実施するよう努めるものとする。
- 市は、地震ハザードマップの整備や耐震診断の実施、さらには効果的な耐震補強の普及等、住宅補強や建て替えを促進する対策を実施するよう努めるものとする。
- 市は、耐震性の高い住宅ストックの形成の促進に努めるものとする。

イ. 公共施設等の耐震診断

市は、学校、病院等多数の者が利用する施設や、災害時の拠点となる施設の耐震診断、耐震改修等を早急に推進するものとする。

耐震改修等の耐震化については、南海トラフ地震や活断層地震により想定される震度予測および被害想定結果ならびにその施設の利用の状況等を総合的に勘案して優先順位を付けて実施するものとする。

また、市は、市有施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針と併せて、公表するよう努めるものとする。

ウ. 道路、鉄道等主要な施設の耐震化

各施設管理者は、道路、鉄道等の主要な施設について、必要に応じ速やかに耐震点検を行うなど、耐震化等の対策を計画的かつ速やかに実施するよう努めるものとする。

エ. 建造物の耐震化

地区ごとの地盤の震動特性を把握したうえで、新たに建造物を建設する者はこの特性を勘案した耐震性建造物を建設し、また既設の建造物管理者は耐震性を診断してその補強等を行う。

なお、対象となる建造物は、用途・機能別に以下のものである。

- 建築物およびその附属施設
- 土木建造物（道路・橋梁・堤防・鉄道など）
- ライフライン関連施設（上下水道・電力・ガス・電話）
- その他、特殊建造物など

オ. 落下物などの除去

阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋や家具の下敷きとなって多くの人命が失われた。また、災害の状況によっては、ブロック塀などの倒壊や瓦・看板・窓ガラス・外装材等の落下などの原因による犠牲者が発生することが考えられる。よって、地震時に人的被害を与えるおそれのある建築物に関して、公共施設等では事前にその除去や防止のための改良・工夫を実施するとともに、家庭や事業所に対して家具等の転倒防止方法等の普及や耐震診断・耐震補強の促進を啓発する。

③ 都市施設対策

<計画>

ア. 一般建築物の耐震化

●新築の木造建築物

建築主および建築士会等関係団体に対し、地形・地盤の特性を考慮して、耐震・耐火の建築設計・施工を行うよう指導・助言する。

●既存の木造建築物

市民に対し建築物の耐震診断と補強工事の必要性について周知するとともに、旧基準で建築された木造住宅に対しては、耐震診断や耐震補強工事について支援する。

●その他

木造以外の鉄筋コンクリート造、鉄骨造などに対しても、耐震・耐火の指導を行う。

イ. 倒壊・落下危険物などの改修

●ブロック塀

ブロック塀の実態を調査し、生け垣・フェンスなどへの改修・指導を行うとともに、危険回避のための広報に努める。

○ 調査内容

高さ、厚さ、控壁の有無、基礎・鉄筋の状況、老朽の程度

○ 改修の指導が望まれる場所

公園、学校、公共施設、通学路などで2.2m以上の高さを有する塀

●転倒・落下物

警察署などの関係機関と連携し、市民や建築物管理者等に対して、次の種別の転倒・落下物を防止するための指導・取締り・広報等に努める。

○ ビル落下物

窓ガラス、外壁タイル・モルタルなどの外装材、空調屋外機、屋外広告物、高架水槽

○ 道路上の障害物

自動販売機、放置自転車、移動式看板、突出した商品

○ 屋内転倒落下物

照明器具、家具、電化製品、棚上の荷物

ウ. 公共施設の整備

●防災上重要な建築物の耐震化等

災害時の応急対策活動を円滑に進めるため、防災上重要となる市有施設を優先的に耐震化および不燃化するよう努める。

なお、既存建築物においては、災害応急対策の有効性等を考慮し、「耐震改修促進法」の趣旨に従い、施設の耐震診断を実施するとともに、必要に応じ改修等を行い建築物の安全性の強化に努める。

- 防災上重要となる施設
 - ・被災者および負傷者の収容場所となる施設
 - ・情報収集・伝達および救助等の防災活動上重要となる拠点施設

第2章 彦根市の現況

第2章 彦根市の現況

1. 位置・面積

本市は、滋賀県の東北部、近江盆地の東部に位置し、市域は多景島、琵琶湖岸の湖東平野から鈴鹿山地におよび、市域面積は196.87k㎡です。

本市は昭和12年に県下で2番目の市として誕生し、経済・文化都市として発展し、近年は京阪神・中京・北陸の三大経済圏を集約する要ともいべき格好の立地条件に恵まれ、湖東の中心都市としての役割を担っています。

■彦根市の位置



2. 地形・地盤等

(1) 地形・地質

本市は、琵琶湖の東岸に位置し、西に琵琶湖、東に鈴鹿山系の山々を望む湖東平野にあります。

低地部は、鈴鹿山地から琵琶湖に注ぐ河川がもたらした土砂から成り、おおむね標高100m以上が礫を主体とした扇状地帯、標高90～100m付近が粘土・砂礫を主体とした自然堤防（氾濫平野）帯、標高90m以下が腐食土・粘土を主体とした三角州（湖岸平野）帯で構成されています。

また、琵琶湖岸沿いには、比高2m程の砂州も見られるほか、かつては松原湖・野田沼・曾根沼など内湖がありましたが、現在その大半は干拓事業により農地などになっています。

一方、市域の北東部は、鈴鹿山地の西縁にあたる山地が占めており、地形的に東側の標高650m前後の山塊と、標高300m以下の山塊（佐和山を含む）の2つに大別されるほか、彦根山・雨壺山・荒神山など孤立丘と呼ばれる山地があります。

山地は基盤岩と呼ばれる固結した地層から成り、基盤岩の地質は、砂岩・泥岩・石灰岩など主に堆積岩類ですが、荒神山等には火成岩類も見られ、丘陵は一般に粘土・砂・砂礫などの未固結の地層で、野田山・笹尾町において一部その地層が見られます。

(2) 建築物の分布と地盤、断層条件等

地震時の建築物被害の発生程度は地盤条件で異なるため、前項で示した本市の地形および地質などを考慮した検討が必要です。

本市においては、これまでに液状化現象が発生した記録は残っておりませんが、周辺湖岸部の他市町ではいくつかの発生事例がみられます。

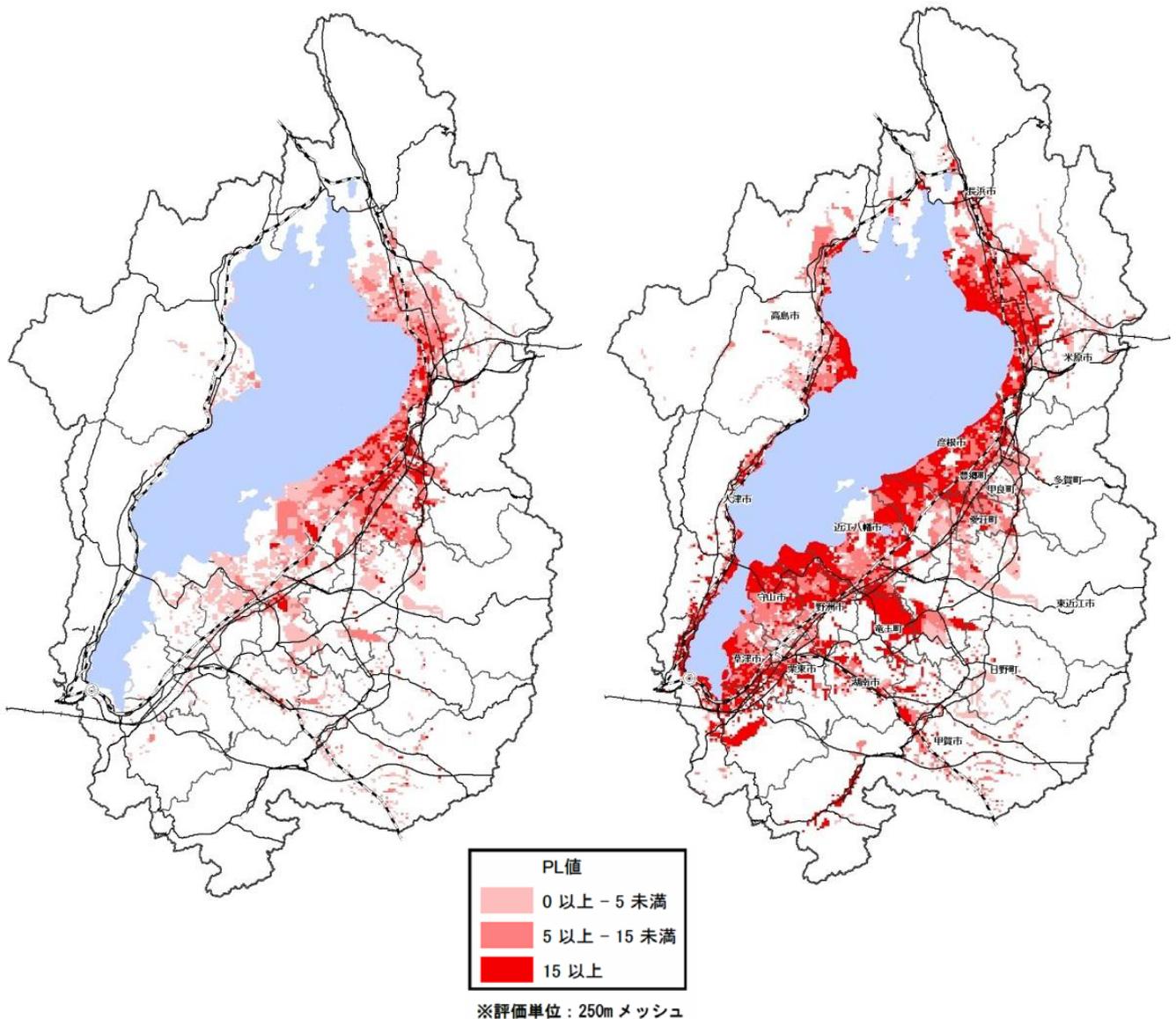
液状化現象は、ゆるく堆積した砂地盤で地下水位が高い地域で発生しやすく、防災（地震災害）アセスメント調査においては、山地・丘陵部を除いて、広範囲にわたり液状化発生の危険性は高いと予測されています。特に、埋立地等の人工地盤を除くと湖岸付近よりも、やや内陸側の地域で液状化の危険度が高いと予測されています。

さらに、河川の氾濫平野および湖岸平野部、ならびに局所的には干拓地、埋立地、旧河道等は特に注意を要します。

■ 県内の地震による液状化危険度（P L 値）

《鈴鹿西縁断層帯地震（ケース1）》

《南海トラフ巨大地震（陸側ケース）》



※滋賀県地震被害想定調査において、本市に最も大きな被害をもたらすと想定される「鈴鹿西縁断層帯地震（ケース1）」と非常に高い確率で起こると想定され、かつ、本市に大きな被害をもたらすと想定される「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」を掲載

出典：滋賀県地震被害想定（平成 26 年 3 月）

3. 有感地震回数

彦根地方気象台観測による本市における近年の有感地震回数は下表に示すようになっており、平成 23 年が年間 61 回と最も多くなっています。また、毎年 10 回程度以上の有感地震が発生しています。

■有感地震回数

(単位：回)

区 分		震 度 階 級									合計
		1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	
平成 14 年	城町	6	1	-	-	-	-	-	-	-	7
	元町	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2
平成 15 年	城町	9	1	-	-	-	-	-	-	-	10
	元町	1	2	-	-	-	-	-	-	-	3
平成 16 年	城町	8	5	2	2	-	-	-	-	-	17
	元町	1	4	3	1	-	-	-	-	-	9
	西今町	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
平成 17 年	城町	5	3	1	-	-	-	-	-	-	9
	元町	2	2	-	-	-	-	-	-	-	4
	西今町	3	3	-	-	-	-	-	-	-	6
平成 18 年	城町	7	1	-	-	-	-	-	-	-	8
	元町	3	1	-	-	-	-	-	-	-	4
	西今町	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4
平成 19 年	城町	11	1	2	-	-	-	-	-	-	14
	元町	4	1	2	-	-	-	-	-	-	7
	西今町	4	3	-	-	-	-	-	-	-	7
平成 20 年	城町	7	2	-	-	-	-	-	-	-	9
	元町	2	1	-	-	-	-	-	-	-	3
	西今町	2	1	-	-	-	-	-	-	-	3
平成 21 年	城町	7	1	1	-	-	-	-	-	-	9
	元町	2	1	1	-	-	-	-	-	-	4
	西今町	3	-	1	-	-	-	-	-	-	4
平成 22 年	城町	3	1	-	-	-	-	-	-	-	4
	元町	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2
	西今町	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2
平成 23 年	城町	31	4	3	-	-	-	-	-	-	38
	元町	5	3	3	-	-	-	-	-	-	11
	西今町	8	3	1	-	-	-	-	-	-	12
平成 24 年	城町	2	2	-	-	-	-	-	-	-	4
	元町	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2
	西今町	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
平成 25 年	城町	6	1	-	-	-	-	-	-	-	7
	元町	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2
	西今町	2	1	-	-	-	-	-	-	-	3
平成 26 年	城町	10	1	-	-	-	-	-	-	-	11
	元町	3	2	-	-	-	-	-	-	-	5
	西今町	7	1	-	-	-	-	-	-	-	8
平成 27 年	城町	4	2	-	-	-	-	-	-	-	6
	元町	2	1	-	-	-	-	-	-	-	3
	西今町	3	1	-	-	-	-	-	-	-	4

出典：彦根地方気象台

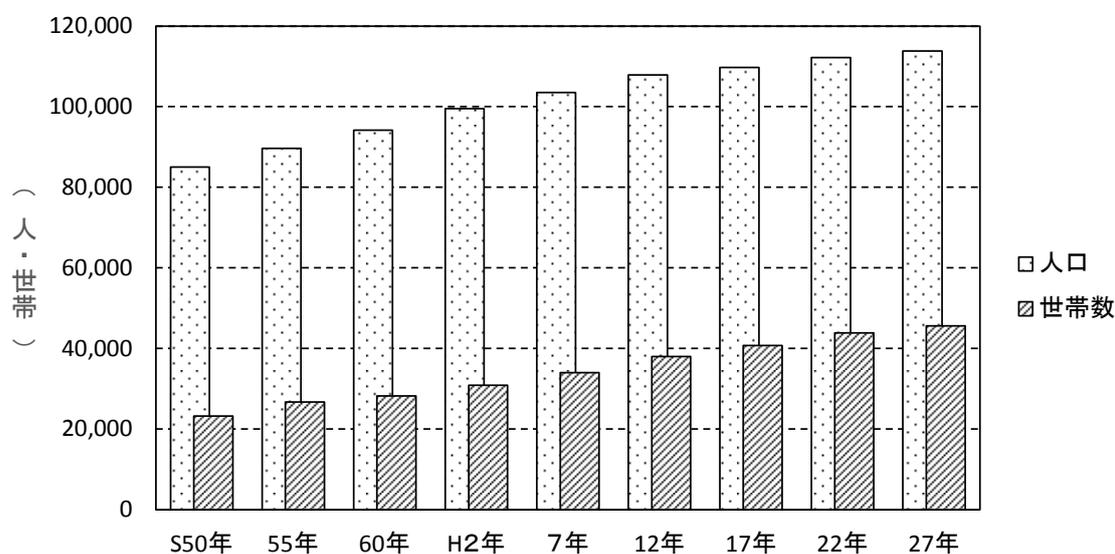
4. 人口・世帯数等

(1) 人口・世帯数の推移

本市の平成 22 年国勢調査における人口は 112,156 人、世帯数は 43,896 世帯で、人口、世帯数ともに年々増加し、昭和 50 年から平成 22 年までの 35 年間で人口は 1.32 倍、世帯数は 1.89 倍の増加となっています。

また、平成 27 年国勢調査速報値における人口は 113,819 人、世帯数は 45,624 世帯であり、人口、世帯数とも増加傾向を維持しています。

■本市の人口・世帯数の推移



	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	増加率 (H22/S50)	27 年速報値
人 口	85,066	89,701	94,204	99,519	103,508	107,860	109,779	112,156	1.32	113,819
世帯数	23,248	26,718	28,247	30,861	34,016	38,026	40,704	43,896	1.89	45,624

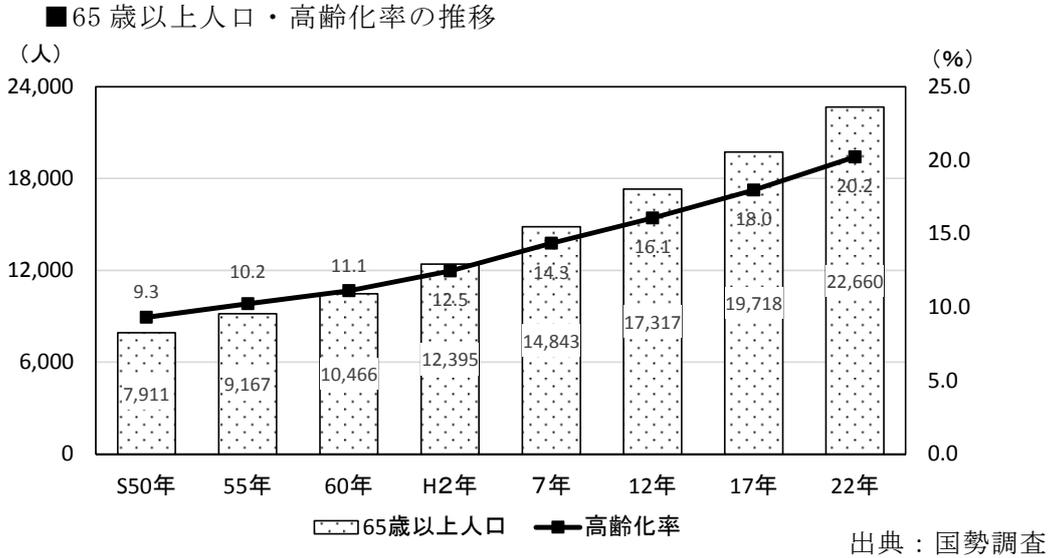
出典：国勢調査

※平成 27 年は速報値

(2) 高齢者(65歳以上人口)の状況

① 高齢化率の推移

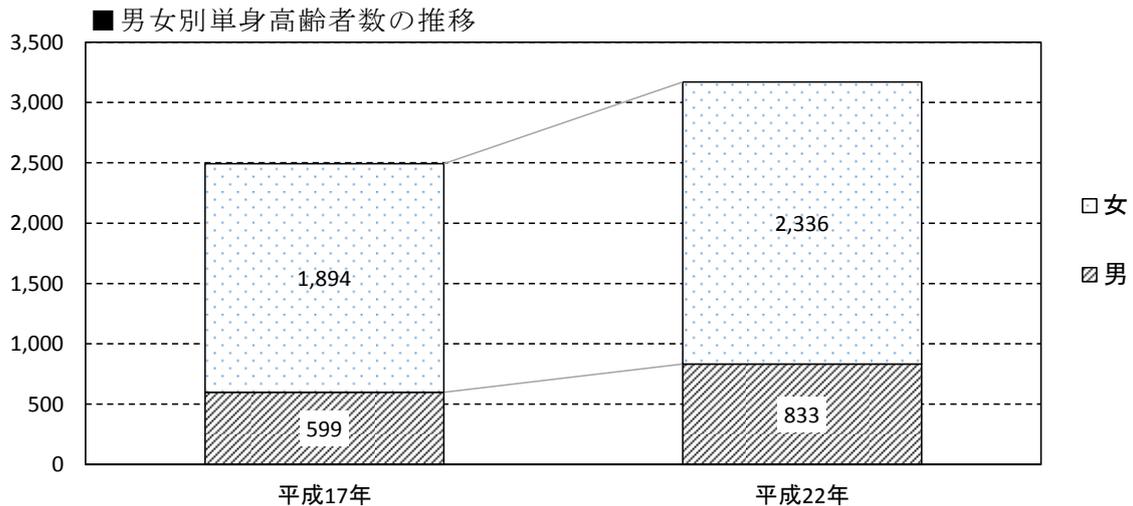
平成22年現在の本市の高齢化率は20.2%で、65歳以上人口の増加とともに高齢化率も年々上昇しており、今後とも高齢化の進展が予想されます。



② 単身高齢者数

平成22年現在の65歳以上の単身高齢者数は、男性833人、女性2,336人、合計3,169人となっており、5年間で676人増加しています。

また、5歳階級別にみると、65～69歳が677人と最も多くなっています。



■ 男女別単身高齢者数〔平成22年〕 (単位：人)

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	総数	(別掲) 60歳以上
男	257	210	144	136	86	833	1,273
女	420	444	531	529	412	2,336	2,688
総数	677	654	675	665	498	3,169	3,961

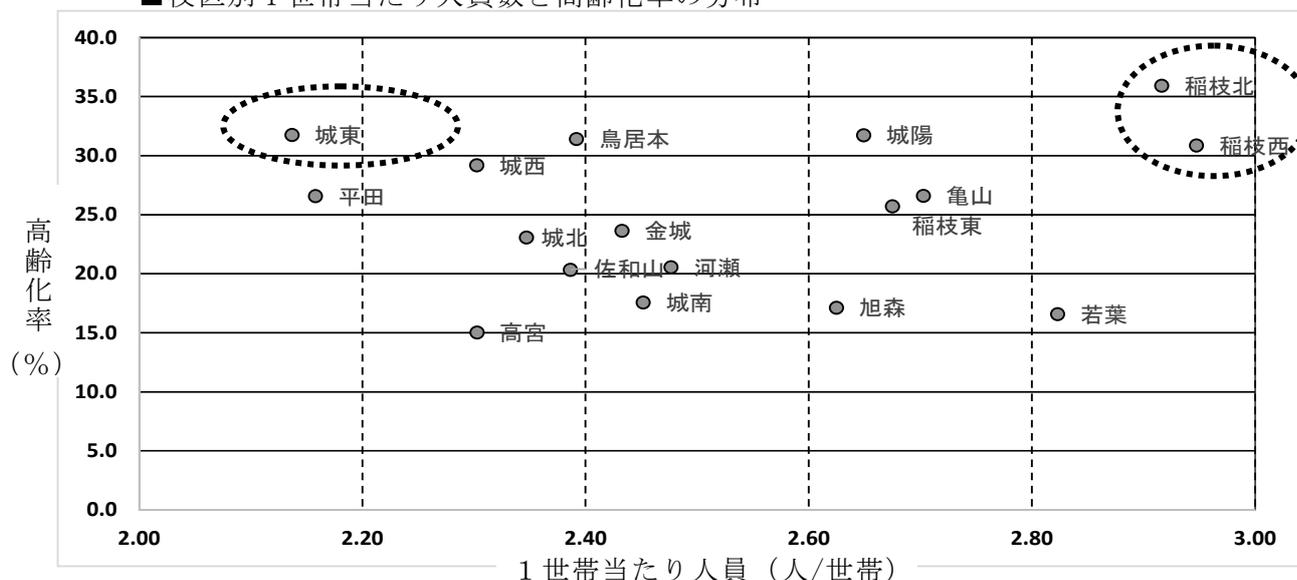
出典：国勢調査

(3) 学区別の人口・世帯数、高齢化率

平成 27 年現在の本市の学区別の人口、世帯数等の状況は下表に示すとおりであり、1 世帯当たり人員では、城東地区が 2.14 人/世帯と低く、高齢化率も 30% を超える値を示しています。また、稲枝西地区、稲枝北地区では、1 世帯当たりの人員がそれぞれ 2.95 人/世帯、2.92 人/世帯と高くなっていますが、高齢化率も高く、稲枝北地区では最も高い値を示しています。

学区別の高齢化率では、稲枝北 35.9%、城東 31.8%、城陽 31.7%、鳥居本 31.4% の各地区が高い値を示しています。

■ 校区別 1 世帯当たり人員数と高齢化率の分布



■ 学区別の人口・世帯数、1 世帯当たり人員、高齢化率〔平成 27 年 10 月 31 日現在〕

区 分	人 口(人)	世 帯(世帯)	1 世帯当たり人員 (人)	高 齢 化 率 (%)
城東	7,476	3,498	2.14	31.8
城西	5,980	2,597	2.30	29.2
金城	11,685	4,803	2.43	23.6
城北	5,096	2,171	2.35	23.1
佐和山	9,465	3,966	2.39	20.3
旭森	11,345	4,322	2.62	17.1
城南	11,301	4,609	2.45	17.6
城陽	5,238	1,977	2.65	31.7
鳥居本	2,655	1,110	2.39	31.4
高宮	7,791	3,383	2.30	15.0
河瀬	8,461	3,416	2.48	20.5
亀山	2,749	1,017	2.70	26.6
稲枝東	7,052	2,636	2.68	25.7
稲枝北	2,651	909	2.92	35.9
稲枝西	3,104	1,053	2.95	30.9
平田	6,073	2,814	2.16	26.6
若葉	4,602	1,630	2.82	16.6
彦根市全体	112,724	45,911	2.46	23.2

出典：住民基本台帳

※高齢化率とは、総人口に占める 65 歳以上の年齢人口の割合を示したものの。

(4) 高齢者独居世帯の推移

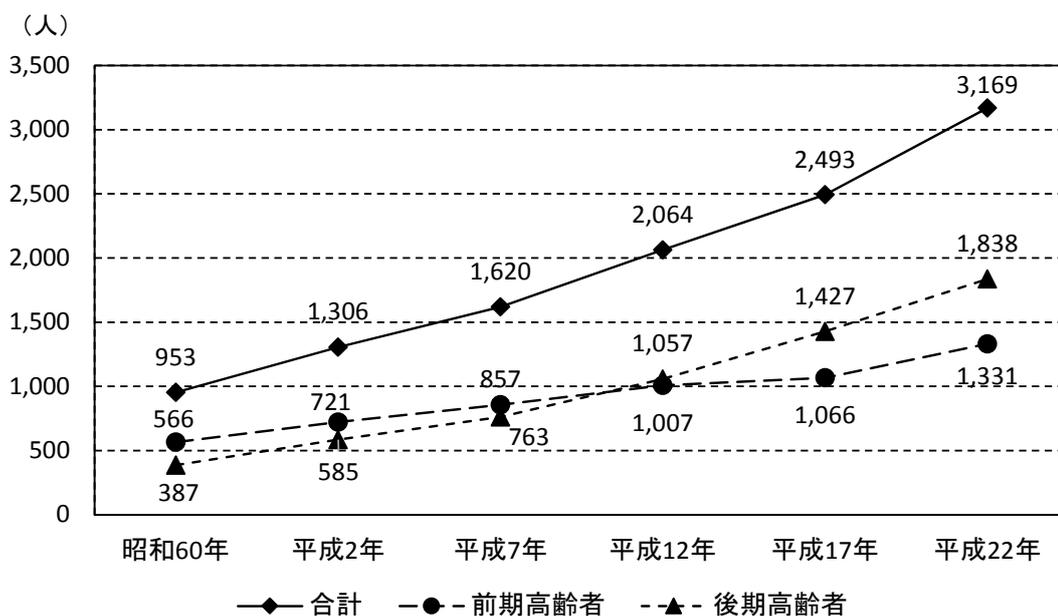
一人暮らし高齢者は、平成 22 年現在 3,169 人で、昭和 60 年からの 25 年間で 3.3 倍に増加しています。

このうち前期高齢者（65 歳から 74 歳）は 1,331 人、後期高齢者（75 歳以上）は 1,838 人で、平成 12 年までは後期高齢者独居者数よりも前期高齢者の独居者数が多くなりましたが、平成 12 年以降は後期高齢者の独居者数が、前期高齢者独居者数を上回る値となっています。

こうした状況は、高齢者が所有する住宅および建築物の耐震改修促進を阻害する要因となることも考えられます。

■ 高齢者独居世帯の推移

	合計	前期高齢者	後期高齢者
昭和 60 年	953 人	566 人	387 人
平成 2 年	1,306 人	721 人	585 人
平成 7 年	1,620 人	857 人	763 人
平成 12 年	2,064 人	1,007 人	1,057 人
平成 17 年	2,493 人	1,066 人	1,427 人
平成 22 年	3,169 人	1,331 人	1,838 人



出典：国勢調査（65 歳以上の高齢単身者数より）

5. 市街地の状況

本市の市街地は、江戸期に形成された旧城下町と昭和 40 年代から始まった宅地開発によって形成された旧城下町周辺、JR 各駅周辺、主要幹線道路沿いの新市街地からなっています。

このうち特に旧城下町周辺は、城下町の名残として老朽木造住宅が密集しているほか、狭い道路に面しており、消防活動が困難で延焼危険が高い街区や集落も多くみられます。

本市では、銀座通りを中心に防火地域を指定し、防災建築街区として、銀座通り周辺において防災事業を推進してきました。

しかし、事業完成後、相当年数を経過しており、密集市街地における防災上の危険性の高まりが指摘されていることから、市街地の総合的な防災基盤の充実強化が求められます。

■ 法指定区域

区	地域等
防火地域	銀座通り周辺 (3.9ha)
準防火地域	—
建築基準法第 22 条指定区域	市街化区域全域



昔ながらの住宅地〔芹町〕
出典：市ホームページ



昔ながらの住宅地〔城町〕
出典：市ホームページ

第3章 想定される地震の規模・被害の予測

第3章 想定される地震の規模・被害の予測

1. 被害履歴

本市に関わる地震による主な被害履歴は下表に示すとおりで、本市の震度は濃尾地震で震度5～6（推定）、姉川地震で震度6弱以上（推定）でした。

また、近年では、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震が記憶に新しく、彦根地方気象台の発表では、本市で震度5を観測しています。

■本市に関わる地震による被害履歴

地震名 (発生日月日)	概要
宝永地震 1707年10月28日	地震の規模はM8.4と推定される日本史上最大級の地震の一つと考えられている。震源域は駿河～南海トラフに沿うほぼ全域にわたり、断層の長さの総和は600kmを超えるといわれている。被害も甚大で関東から九州におよび、静岡県から四国に至る地域で震度6を観測し、県内においては、大津、彦根で震度5～6と推定される。 ・死者：500余人 ・倒壊家屋：1,800余戸
濃尾地震 1891年10月28日 (明治24年)	美濃国大野・本巢両郡に跨る根尾谷近傍で、根尾谷断層を生じた。地震の規模はM8.0(推定)。彦根市の震度は5～6(推定)。滋賀県全体の人的被害および構造物等の被害は以下のとおり。 ・死者：6人 ・負傷者：47人 ・家屋全壊：404棟 ・家屋半壊：776棟 ・道路破損：47箇所 ・橋梁損落：7箇所 ・堤防決壊：177箇所 ・山崩れ：1箇所
大和地震 1899年3月7日 (明治32年)	震央 紀伊・大和 (136.1° E 34.1° N) M=7.0 大和の北部から紀伊半島の東岸にかけて発生した烈震で、その震域はきわめて広い。県内では湖東平野南部に強い地震を感じ、彦根町で強い揺れがあった。
姉川地震 1909年8月14日 (明治42年)	震央 姉川流域 (136.3° E 35.4° N) M=6.8 彦根市の震度は6弱(推定)。この地震は内陸部に発生した地震のうちでも、最も顕著なもののひとつといわれ、その震央は、本県東浅井郡東草野村山塊の下と認められ、山腹崩壊、地面の亀裂、地下水の変動、表流水の変動、噴砂現象などが見られた。燈籠の倒れたもの所々あり。 ・死者：41人(35) ・重傷者：133人(115) ・軽傷者：651人(528) ・全壊家屋：978戸(972) ・半壊家屋：2,444戸(2,367)
兵庫県南部地震 1995年1月17日 (平成7年)	震央 淡路島 (135.0° E 34.6° N) M=7.2 県内では彦根で震度5を記録。鉄道や道路の一時不通や断水、停電、ガス漏れ等の被害があった。 ・死者：6,434人 ・負傷者：43,792人(9) ・全壊家屋：104,906棟 ・半壊家屋：144,272棟

※ () は、うち滋賀県の被害。

出典：「滋賀県下に被害を発生させた地震一覧表」(資料編)等

2. 地震被害想定

(1) 想定される地震

滋賀県が平成 25 年度～平成 26 年度に実施した地震被害想定調査から、本市に最も大きな被害をもたらすと想定される地震災害は「鈴鹿西縁断層帯地震」であると考えられます。

また、非常に高い確率で起こると想定されている、南海トラフ巨大地震による著しい被害が生じるおそれがある地域として、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に本市が指定されています。

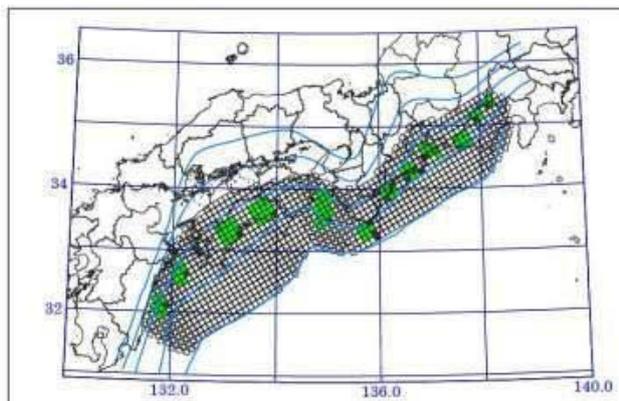
■想定される地震の規模と発生確率

断層（帯）	地震規模（マグニチュード）	地震発生確率（30年）
鈴鹿西縁断層帯	7.6 程度	0.08～0.2%
南海トラフ巨大地震	8～9 程度	70%程度

出典：地震調査研究推進本部（平成 27 年 2 月）



■内陸型地震の想定断層



■南海トラフ巨大地震（陸側ケース）
強震動生成域

※南海トラフ巨大地震は、従来に検討された震源域を最新の知見により可能性がある範囲で拡大し、地震規模を大きく設定した「基本ケース」と、基本ケースの強震動生成域を可能性がある範囲で陸側にシフトして設定した「陸側ケース」が想定されています。ここでは、本市に大きな被害をもたらすことが想定される「陸側ケース」を掲載しています。

出典：滋賀県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）

(2) 被害予測結果

滋賀県が実施した被害想定によると、鈴鹿西縁断層帯地震、南海トラフ巨大地震発生時の本市における地震被害状況は以下のとおりです。

■被害想定結果

被害種別・項目・時期		単位	鈴鹿西縁断層帯地震 (ケース1) ※3	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース※4)		
建物被害	全壊棟数 (住家は戸数を棟数として算定)		棟	5,537	1,323	
	半壊棟数 (住家は戸数を棟数として算定)		棟	12,483	8,688	
	全焼棟数※1	夏 正午 風速 8m/sec	棟	12	15	
		冬 夕方 風速 8m/sec		636	300	
		冬 深夜 風速 8m/sec		—	—	
	全壊・全焼棟数合計	夏 正午 風速 8m/sec	棟	5,549	1,338	
		冬 夕方 風速 8m/sec		6,173	1,623	
冬 深夜 風速 8m/sec		5,540		1,329		
人的被害	死者数 (家具転倒等による)※1	夏 正午 風速 8m/sec	人	196 (21)	24 (—)	
		冬 夕方 風速 8m/sec		284 (21)	44 (—)	
		冬 深夜 風速 8m/sec		307 (27)	58 (6)	
	負傷者数 (家具転倒等による)	夏 正午 風速 8m/sec		1,887 (276)	454 (98)	
		冬 夕方 風速 8m/sec		2,424 (276)	551 (98)	
		冬 深夜 風速 8m/sec		2,956 (337)	1,213 (119)	
ライフライン機能支障	電力供給施設： 停電件数 (停電率)	停電口数	地震直後	件	73,020 (90%)	71,613 (89%)
			1日後		37,873 (47%)	60,772 (75%)
			2日後		21,614 (27%)	47,481 (59%)
			3日後		12,618 (16%)	30,438 (38%)
			1週間後		28 (0%)	307 (0%)
	上水道施設： 断水人口 (断水率)	断水人口	地震直後	人	87,910 (78%)	63,354 (56%)
			1日後		86,517 (77%)	84,236 (75%)
			2日後		84,344 (75%)	82,093 (73%)
			3日後		81,750 (73%)	71,026 (63%)
			1週間後		69,525 (62%)	37,091 (33%)
			1ヶ月後		17,527 (16%)	4,328 (4%)
			2ヶ月後		2,015 (2%)	225 (0%)
			3ヶ月後		202 (0%)	11 (0%)
	避難者	避難所生活者※2 (全避難者)	1日後	人	6,321 (10,535)	2,997 (4,995)
3日後			10,690 (19,437)		8,422 (15,312)	
1週間後			13,958 (27,917)		8,853 (17,705)	
1ヶ月後			5,048 (16,828)		2,228 (7,427)	
想定最大震度				震度 7	震度 6 強	

※1 — (ハイフン) は、ごくわずか (数値計算上 5 未満) であることを示す。

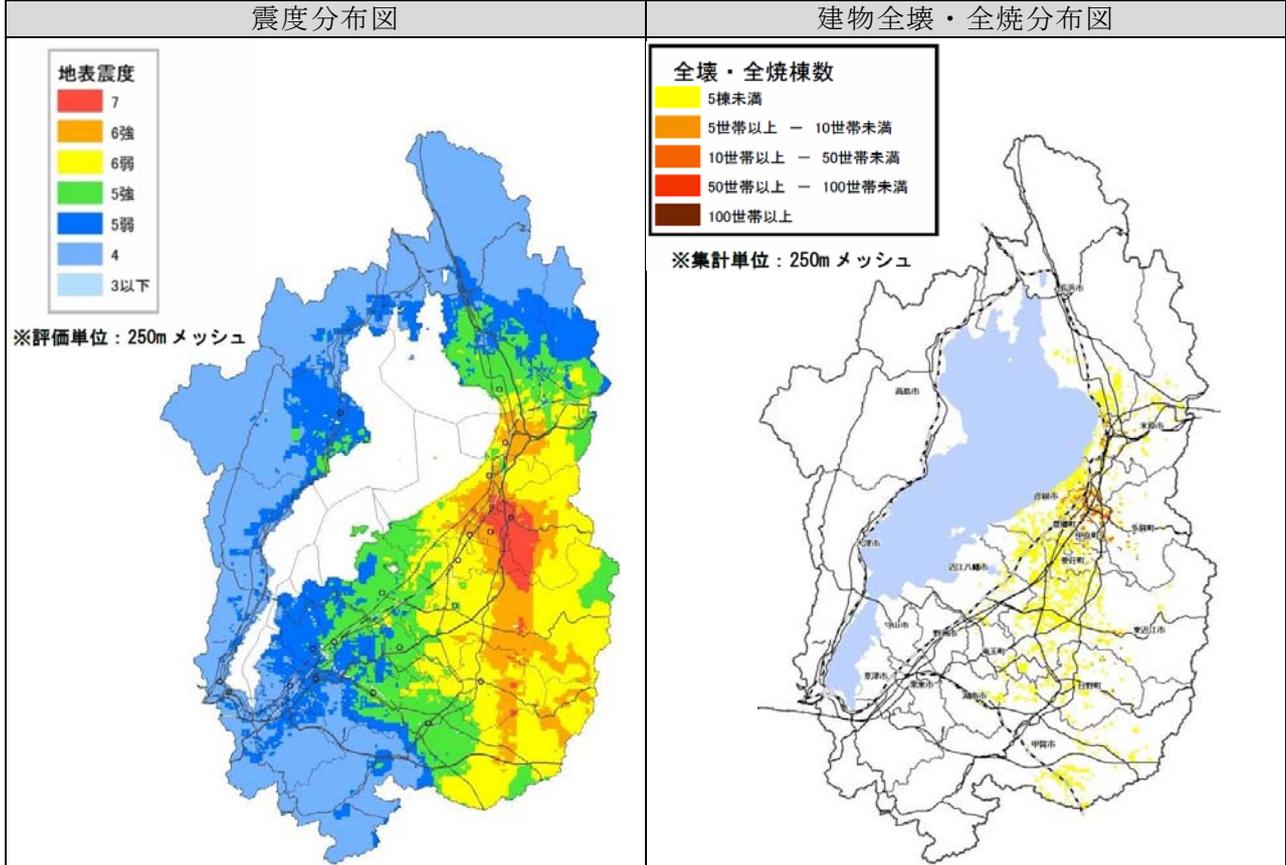
※2 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り自宅で就寝する者を含む人数

※3 鈴鹿西縁断層帯地震 (ケース 1) : 「ケース 1」は南部からの断層破壊を仮定する。「ケース 2」は北部からの断層破壊を仮定し、震源位置は本市に近いが、被害が大きい「ケース 1」を記載する。

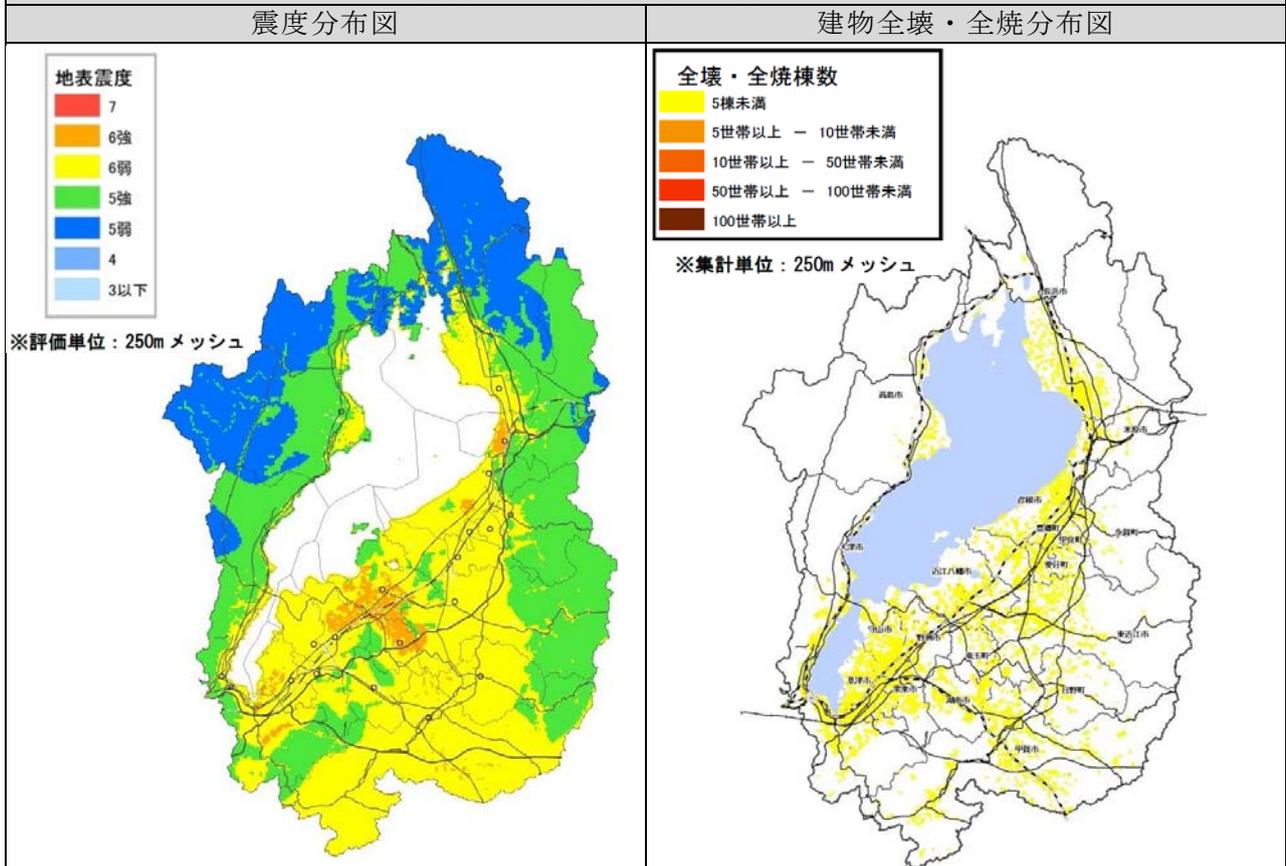
※4 南海トラフ巨大地震 (陸側ケース) : 「陸側ケース」は強震動生成域を可能性がある範囲で陸側にシフトして設定

出典：滋賀県地震被害想定調査 (平成 26 年 3 月)

鈴鹿西縁断層帯地震（ケース1）



南海トラフ巨大地震（陸側ケース）



出典：滋賀県地震被害想定調査（平成26年3月）

第4章 耐震化の現状と目標設定

第4章 耐震化の現状と目標設定

1. 住宅の耐震化の現状

(1) 住宅の現状

平成25年住宅・土地統計調査によると、本市内の住宅総数は45,040戸となります。そのうち木造住宅は27,100戸で全体の60.2%を占めています。

年代別では、昭和55年以前の旧耐震基準で建築された住宅が11,739戸で、昭和56年以降の新耐震基準で建築された住宅が33,301戸となっています。

■本市の構造・年代別住宅戸数

区 分		昭和55年以前に 建築された住宅	昭和56年以降に 建築された住宅	合 計
木 造	戸数(戸)	10,390	16,710	27,100
	割合(%)	38.3	61.7	100.0
非木造	戸数(戸)	1,349	16,591	17,940
	割合(%)	7.5	92.5	100.0
総 計	戸数(戸)	11,739	33,301	45,040
	割合(%)	26.1	73.9	100.0

※建築の時期「不詳」をあん分しています。

出典：平成25年住宅・土地統計調査

(2) 耐震診断結果

本市では、平成15年度から耐震性能の低い在来木造住宅(昭和56年5月以前着工)の無料耐震診断「彦根市木造住宅耐震診断員派遣事業」を実施しています。

本市の診断結果をみると、「倒壊しない」「一応倒壊しない」と判定された住宅(上部構造評点1.0以上)は僅かに2.7%であり、「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」と判断された住宅(上部構造評点1.0未満)が殆どとなっています。

■彦根市木造住宅耐震診断員派遣事業による診断結果

(棟)

	上部構造評点				棟数計
	0.7未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上	
平成15年度	24	5	1	0	30
平成16年度	38	6	6	0	50
平成17年度	31	6	3	0	40
平成18年度	33	2	0	0	35
平成19年度	38	1	1	0	40
平成20年度	39	1	0	0	40
平成21年度	40	0	0	0	40
平成22年度	40	0	0	0	40
平成23年度	40	0	0	0	40
平成24年度	31	0	0	0	31
平成25年度	26	0	0	0	26
平成26年度	27	0	0	1	28
平成27年度	29	0	0	0	29
計	436	21	11	1	469
判 定	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない	

※平成15年度から平成17年度の耐震診断については、1階のみの診断結果になっています。

2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

(1) 特定既存耐震不適格建築物の現状

① 多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条1号)

平成27年10月現在における耐震改修促進法第14条第1号の規模要件に該当する多数の者が利用する建築物は315棟です。

このうち、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築されたものが161棟(51.1%)、昭和56年6月以降の新耐震基準で建築されたものが154棟(48.9%)という構成になっています。

また、耐震化率は69.8%です。

■ 建築時期別多数の者が利用する建築物数【法第14条第1号】 (棟)

法	区分	建築物用途	公共 民間	昭和56年 5月以前の 建築物 ①	昭和56年 6月以降の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	①のうち 耐震性有 建築物数 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (②+④)	耐震化率 (⑤/③)
法 第 14 条 第 1 号	災害時に重要な機能を果たす建築物	市役所、警察署、消防署、幼稚園、小中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	合計	48	59	107	39	98	91.6%
			公共	41	55	96	37	92	95.8%
			民間	7	4	11	2	6	54.5%
	不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	合計	27	43	70	7	50	71.4%
			公共	3	4	7	1	5	71.4%
			民間	24	39	63	6	45	71.4%
	特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る) 寄宿舎、下宿、事務所、工場等	合計	84	45	129	18	63	48.8%
			公共	6	1	7	0	1	14.3%
			民間	78	44	122	18	62	50.8%
	公営住宅	合計	2	7	9	2	9	100.0%	
	合計		合計	161	154	315	66	220	69.8%
			公共	52	67	119	40	107	89.9%
民間			109	87	196	26	113	57.7%	

※多数の者が利用する建築物は、用途ごとに昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築されたものと昭和56年6月以降の新耐震基準で建築されたものに分けて集計し、耐震化率を算出したもの。
 ※耐震性有の数値は、耐震診断の結果耐震性有と確認されたものおよび耐震改修を実施した棟数。

② 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条第2号)

一定以上の危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条第2号)に該当する建築物は15棟となっています。

■ 建築時期別一定以上の危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物数【法第14条第2号】 (棟)

	昭和56年5月以前に 建築されたもの	昭和56年6月以降に 建築されたもの	合 計
法第14条第2号建築物	15	0	15

※平成27年度に実施した建築物所有者アンケートの実績より把握した。

③ 緊急輸送道路等の通行障害建築物(耐震改修促進法第14条第3号)

緊急輸送道路等の沿道にある建築物で地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある通行障害建築物は、574棟です。

このうち、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築されたものは193棟(33.6%)、昭和56年6月以降の新耐震基準で建築されたものは381棟(66.4%)という構成になっています。

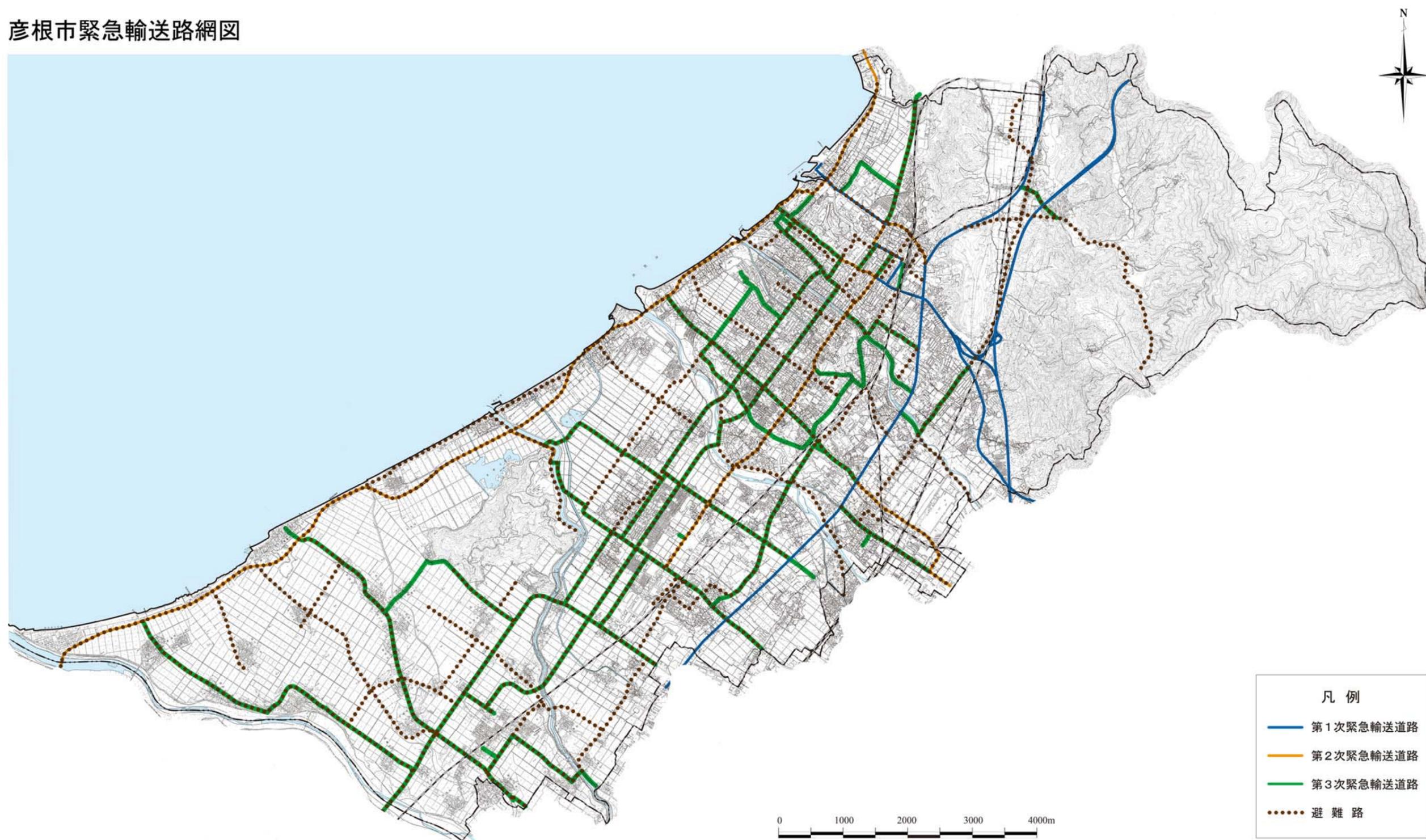
■ 緊急輸送道路等の通行障害建築物数【法第14条第3号】 (棟)

	昭和56年5月以前に 建築されたもの	昭和56年6月以降に 建築されたもの	合 計
法第14条第3号建築物	193	381	574
1次、2次緊急輸送道路	50	96	146
3次緊急輸送道路	28	233	261
避難路	115	52	167

※1次、2次緊急輸送道路は滋賀県が指定する緊急輸送道路、3次緊急輸送道路は本市が指定する緊急輸送道路

※避難路は本市が「彦根市地域防災計画」において想定する道路

彦根市緊急輸送路網図



凡例

- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路
- 第3次緊急輸送道路
- 避難路

3. 市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

(1) 市有特定既存耐震不適格建築物の現状

市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化状況は下表に示すように、全棟数 53 棟のうち、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築されたものが 21 棟で、全体の 39.6%を占めています。現状の耐震化率は 94.3%となっています。

■市有建築物の現状

		全棟数	昭和 56 年 5 月以前			昭和 56 年 6 月以降棟数	現状の耐震化率 (%)
			棟数	左記のうち耐震性有棟数	左記のうち不明分棟数		
市庁舎	棟	2	1	0	0	1	50.0
	%	—	50.0	0.0	0.0	50.0	
消防本部（署）	棟	1	0	0	0	1	100.0
	%	—	0.0	0.0	0.0	100.0	
社会福祉施設	棟	3	1	1	0	2	100.0
	%	—	33.3	33.3	0.0	66.7	
病院 医療機関	棟	2	0	0	0	2	100.0
	%	—	0.0	0.0	0.0	100.0	
幼稚園 保育園	棟	2	0	0	0	2	100.0
	%	—	0.0	0.0	0.0	100.0	
小学校	棟	20	14	14	0	6	100.0
	%	—	70.0	70.0	0.0	30.0	
中学校	棟	12	1	1	0	11	100.0
	%	—	8.3	8.3	0.0	91.7	
集会所等	棟	3	1	0	0	2	66.7
	%	—	33.3	0.0	0.0	66.7	
体育館	棟	1	1	1	0	0	100.0
	%	—	100.0	100.0	0.0	0.0	
宿泊施設	棟	1	1	1	0	0	100.0
	%	—	100.0	100.0	0.0	0.0	
公営住宅	棟	4	0	0	0	4	100.0
	%	—	0.0	0.0	0.0	100.0	
その他	棟	2	1	0	1	1	50.0
	%	—	50.0	0.0	50.0	50.0	
合 計	棟	53	21	18	1	32	94.3
	%	—	39.6	34.0	1.9	60.4	

※ 耐震性有の棟数は、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築されたもののうち、耐震改修済みおよび耐震診断の結果、耐震性有と確認された棟数

※ 耐震化率 = (昭和 56 年 6 月以降 + 昭和 56 年 5 月以前のうち耐震性有の棟数) ÷ 全棟数 × 100

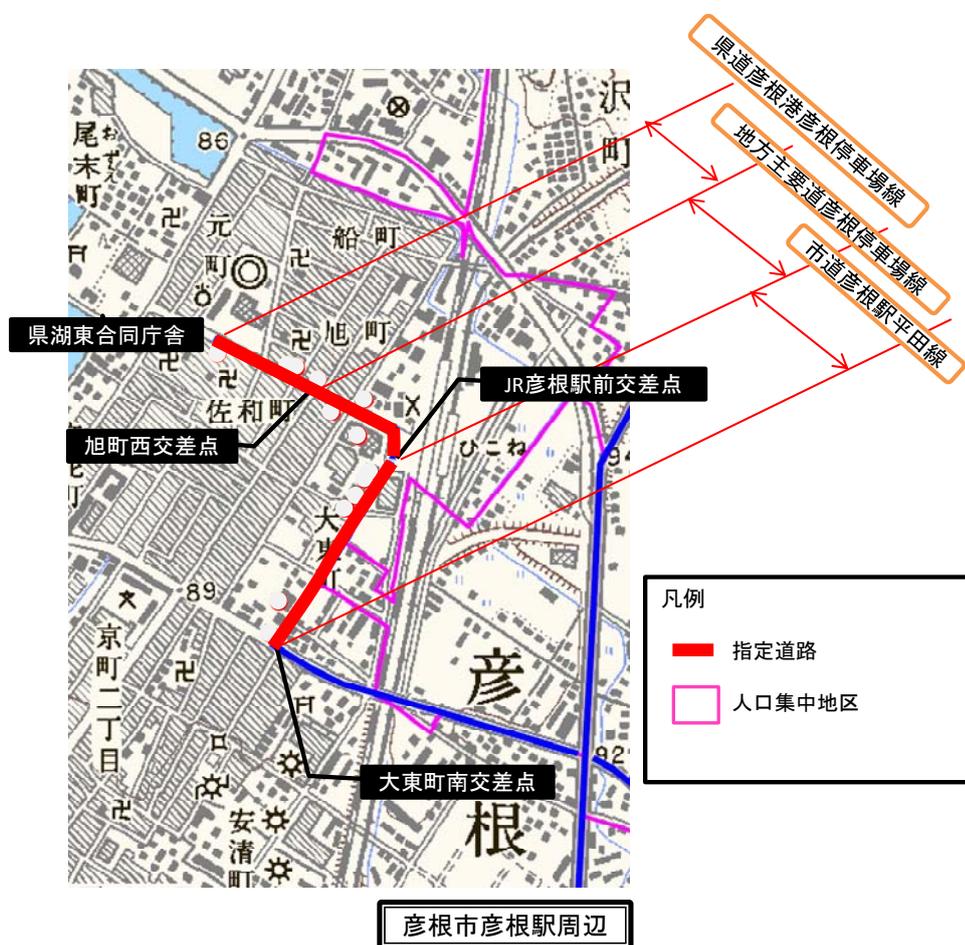
4. 要安全確認計画記載建築物の現状

滋賀県は沿道の耐震化を進めるべき道路として、滋賀県既存建築物耐震改修促進計画において、耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づいた道路を指定しています。

指定された道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）は要安全確認計画記載建築物となり、耐震診断とその結果の報告が義務付けられています。なお、耐震診断結果の報告期限は平成30年12月31日と定められています。

本市において、該当する建築物は13棟となっています。

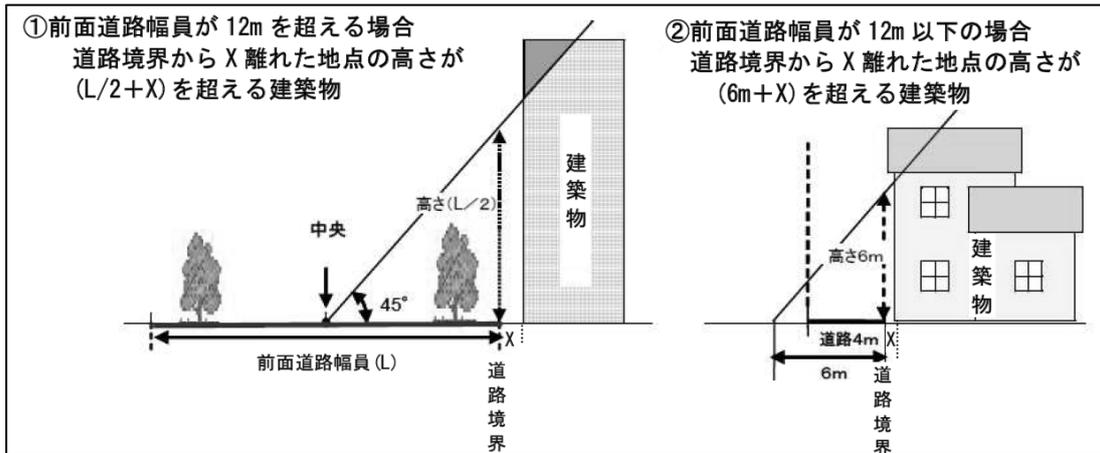
■耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき指定する道路図（滋賀県指定）



指定道路(路線名)	指定する区間	棟数	距離(km)
県道彦根港彦根停車場線	県湖東合同庁舎～旭町西交差点	4	0.2
地方主要道彦根停車場線	旭町西交差点～彦根駅前交差点	3	0.2
彦根市道彦根駅平田線	彦根駅前交差点～大東町南交差点	6	0.4

出典：滋賀県既存建築物耐震改修促進計画

■ 道路をふさぐおそれがある住宅・建築物



出典：国土交通省ホームページ

5. 耐震改修等の目標の設定

国では、「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）、「住生活基本計画（全国計画）」（平成23年3月閣議決定）などの計画で、住宅の耐震化率を平成32年に95%にしています。

また、「国土強靱化アクションプラン」においては、多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年度に95%との目標設定が示されています。

滋賀県既存建築物耐震改修促進計画では、住宅および建築物の耐震化の目標を、国の各計画に即しつつ、10年後の数値を最終目標値として定めています。

本市は、耐震改修等の目標値の設定について、滋賀県が定めた平成37年度末の目標に準じて、住宅の耐震化率を95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を96.5%とし、耐震化の促進に取り組みます。

なお、公共建築物については、不特定多数の利用者が多いとともに、災害時の救助・避難拠点として重要な役割を果たす施設が多いことから、耐震化を推進します。

また、その他の建築物については、建築物の用途や特性等によって耐震化率の水準に差があることから、全ての建築物について一律に耐震化率の向上を目指すのではなく、建築物の用途や立地条件を踏まえた耐震化促進の優先順位を設定し、効率的・効果的な施策展開によって、耐震化を促進します。

■ 住宅および建築物の耐震化目標

住宅の目標：

平成32年度に90% ⇒ 平成37年度に95%

多数の者が利用する建築物の目標：

平成32年度に95% ⇒ 平成37年度に96.5%

(1) 住宅の耐震化の現状と将来の推計

① 住宅戸数の推計

平成 25 年住宅・土地統計調査による本市の住宅戸数をもとに、平成 27 年、平成 32 年および平成 37 年の住宅戸数を関数式により推計します。その結果、平成 27 年は 46,634 戸、平成 32 年は 50,771 戸、平成 37 年は 55,042 戸と試算しました。

■本市の構造別住宅集計 (単位：戸数)

	木造		非木造		住宅総数
	昭和 55 年以前の住宅	昭和 56 年以降の住宅	昭和 55 年以前の住宅	昭和 56 年以降の住宅	
平成 25 年	10,390	16,710	1,349	16,591	45,040
平成 27 年推計値	9,001	17,907	1,490	18,236	46,634
平成 32 年推計値	8,020	20,493	1,293	20,965	50,771
平成 37 年推計値	7,146	23,080	1,121	23,695	55,042

※旧耐震基準の住宅は昭和 55 年以前に建築されたもの、新耐震基準の住宅は昭和 56 年以降に建築されたものに分けて試算した。

② 建築年代による耐震性の有無に関する概数の算定

昭和 55 年以前の住宅について、国が平成 14 年に実施した都道府県アンケート調査の結果から、木造 12%、非木造 76%の割合で、耐震性を満たすと考えられる住戸概数を算定しました。

■耐震性の有無に関する概数 (単位：戸数)

設定年次	建築年代	総戸数		耐震性を満たすと考えられる住戸概数				耐震性が不十分であると考えられる住戸概数				
		①	②	③ = ④ + ⑤	木造		非木造		⑥ = ⑦ + ⑧	木造		非木造
					④ = ①S55×12%	⑤ = ②S55×76%	⑦ = ①S55 - ④	⑧ = ②S55 - ⑤				
平成27年	昭和55年以前	10,491	9,001	1,490	2,212	1,080	1,132	8,279	7,921	358		
	昭和56年以降	36,143	17,907	18,236	36,143	17,907	18,236	0	0	0		
	合計	46,634	26,908	19,726	38,355	18,987	19,368	8,279	7,921	358		
平成32年	昭和55年以前	9,313	8,020	1,293	1,945	962	983	7,368	7,058	310		
	昭和56年以降	41,458	20,493	20,965	41,458	20,493	20,965	0	0	0		
	合計	50,771	28,513	22,258	43,403	21,455	21,948	7,368	7,058	310		
平成37年	昭和55年以前	8,267	7,146	1,121	1,710	858	852	6,557	6,288	269		
	昭和56年以降	46,775	23,080	23,695	46,775	23,080	23,695	0	0	0		
	合計	55,042	30,226	24,816	48,485	23,938	24,547	6,557	6,288	269		

*1 耐震性を満たすと考えられる住戸概数

設定年次ごとに昭和 55 年以前の木造、非木造建築物数（推計値）に木造 12%、非木造 76%の割合を乗じた値を「耐震性を満たすと考えられる住戸概数」とする。

③ 住宅耐震工事済み戸数

住宅耐震工事済み戸数については、住生活基本計画（全国計画）の推計法に従い平成 25 年住宅・土地統計調査により、平成 21 年 1 月～平成 25 年 9 月までに実施された耐震補強工事戸数を集計します。統計年度期間 4.75 年間に本市における耐震補強工事戸数は 760 件あり、1 年あたり 160 件の耐震工事が行われています。

		総戸数 (4.75 年)
耐震工事戸数		760
	木造	670
	非木造	90

資料：平成 25 年住宅・土地統計調査

この結果から、平成 27 年、平成 32 年、平成 37 年の耐震改修済み戸数を以下のとおり推計します。

平成 27 年時における耐震改修済み戸数

木造	$670 \text{ 戸} \div 4.75 \text{ 年} \times 2 \text{ 年}$ (平成 26 年～平成 27 年)	= 282 戸
非木造	$90 \text{ 戸} \div 4.75 \text{ 年} \times 2 \text{ 年}$ (平成 26 年～平成 27 年)	= 38 戸
合計		320 戸

平成 32 年時における耐震改修済み戸数

木造	$670 \text{ 戸} \div 4.75 \text{ 年} \times 7 \text{ 年}$ (平成 26 年～平成 32 年)	= 987 戸
非木造	$90 \text{ 戸} \div 4.75 \text{ 年} \times 7 \text{ 年}$ (平成 26 年～平成 32 年)	= 133 戸
合計		1,120 戸

平成 37 年時における耐震改修済み戸数

木造	$670 \text{ 戸} \div 4.75 \text{ 年} \times 12 \text{ 年}$ (平成 26 年～平成 37 年)	= 1,693 戸
非木造	$90 \text{ 戸} \div 4.75 \text{ 年} \times 12 \text{ 年}$ (平成 26 年～平成 37 年)	= 227 戸
合計		1,920 戸

④ 耐震性を満たす住宅戸数、耐震性が不十分な住宅戸数

耐震を満たす住宅戸数は、「耐震性を満たすと考えられる住戸概数」（木造 12%、非木造 76%）に耐震改修工事済み戸数を加えた住戸数とします。

耐震性を満たすと考えられる住戸概数＋耐震改修済み戸数

$$\text{平成 27 年時} = 38,355 \text{ 戸} + 320 \text{ 戸} = 38,675 \text{ 戸}$$

$$\text{平成 32 年時} = 43,403 \text{ 戸} + 1,120 \text{ 戸} = 44,523 \text{ 戸}$$

$$\text{平成 37 年時} = 48,485 \text{ 戸} + 1,920 \text{ 戸} = 50,405 \text{ 戸}$$

したがって、自然更新による住宅の耐震化率は、平成 27 年で $38,675/46,634 = 82.9\%$ 、平成 32 年で $44,523/50,771 = 87.7\%$ 、平成 37 年で $50,405/55,042 = 91.6\%$ となります。

■平成 27 年の住宅戸数

(単位：戸数)

		昭和 55 年以前に建築された住戸概数	昭和 56 年以降に建築された住戸概数	耐震改修済み戸数	合計 (耐震化率)
住宅戸数	合計	10,491	36,143		46,634 (82.9%)
	木造	9,001	17,907		26,908 (71.6%)
	非木造	1,490	18,236		19,726 (98.4%)
耐震性を満たす戸数*3	合計	2,212	36,143	320	38,675
	木造	1,080	17,907	282	19,269
	非木造	1,132	18,236	38	19,406
耐震性が不十分戸数	合計	8,279	0	△320	7,959
	木造	7,921	0	△282	7,639
	非木造	358	0	△38	320

■平成 32 年の住宅戸数

(単位：戸数)

		昭和 55 年以前に建築された住戸概数*3	昭和 56 年以降に建築された住戸概数	耐震改修済み戸数	合計 (耐震化率)
住宅戸数	合計	9,313	41,458		50,771 (87.7%)
	木造	8,020	20,493		28,513 (78.7%)
	非木造	1,293	20,965		22,258 (99.2%)
耐震性を満たす戸数*3	合計	1,945	41,458	1,120	44,523
	木造	962	20,493	987	22,442
	非木造	983	20,965	133	22,081
耐震性が不十分戸数	合計	7,368	0	△1,120	6,248
	木造	7,058	0	△987	6,071
	非木造	310	0	△133	177

■平成 37 年の住宅戸数

(単位：戸数)

		昭和 55 年以前に建築された住戸概数*3	昭和 56 年以降に建築された住戸概数	耐震改修済み戸数	合計 (耐震化率)
住宅戸数	合計	8,267	46,775		55,042 (91.6%)
	木造	7,146	23,080		30,226 (84.8%)
	非木造	1,121	23,695		24,816 (99.8%)
耐震性を満たす戸数*3	合計	1,710	46,775	1,920	50,405
	木造	858	23,080	1,693	25,631
	非木造	852	23,695	227	24,774
耐震性が不十分戸数	合計	6,557	0	△1,920	4,637
	木造	6,288	0	△1,693	4,595
	非木造	269	0	△227	42

*3 昭和 55 年以前に建築された住戸概数のうち、「耐震性を満たす戸数」:住宅推計戸数に、木造 12%、非木造 76%を乗じた値

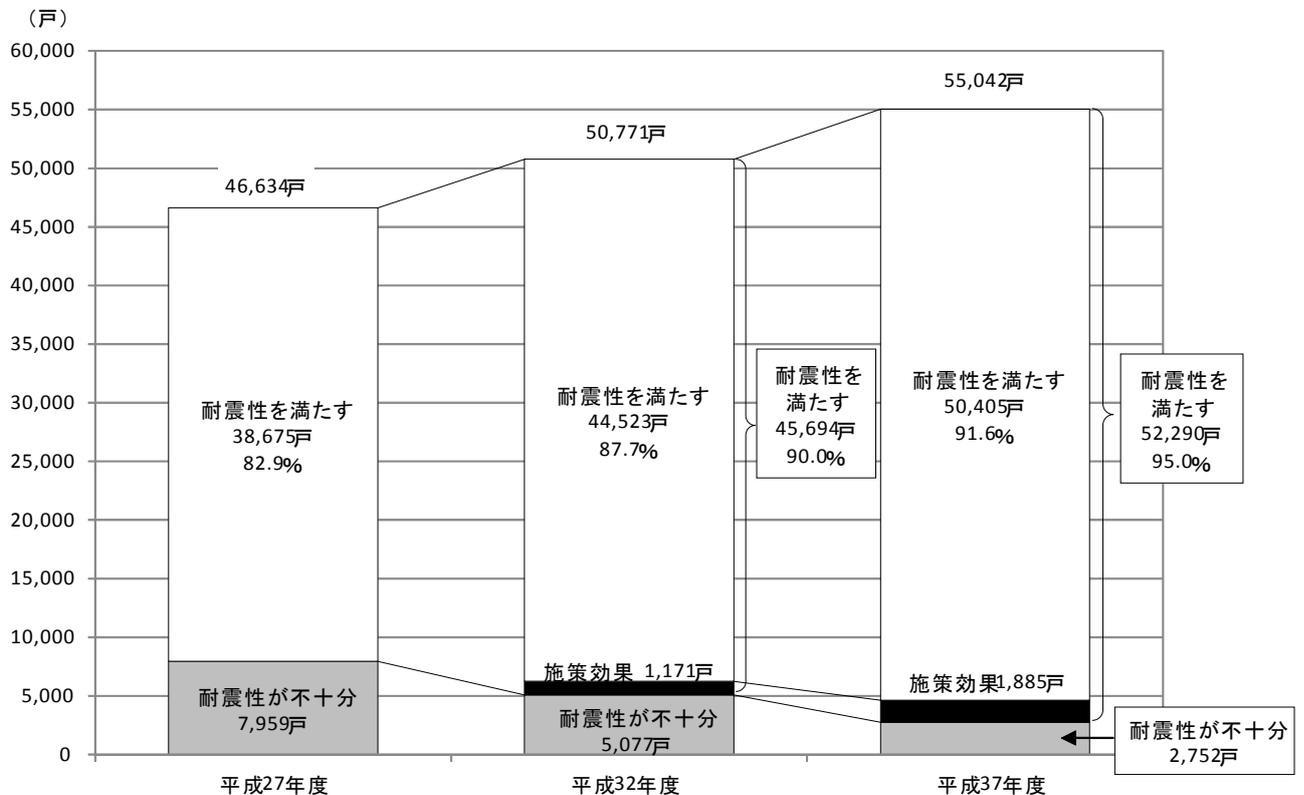
(2) 住宅の耐震化の目標

本市内の住宅総数は、平成 27 年度末で 46,634 戸から、平成 32 年に 50,771 戸、平成 37 年に 55,042 戸と想定されます。このうち、平成 37 年時点で耐震性が不十分とみなされる住宅数は 4,637 戸 (8.4%) で、自然更新による平成 37 年の耐震化率は 91.6% となります。

したがって、平成 32 年度末の目標 90% を達成するために、1,171 戸の耐震改修、また平成 37 年度末の目標 95% を達成するために、1,885 戸の耐震改修が必要となります。

■住宅の耐震化率の現状と目標

平成 27 年末 (現状)	平成 32 年末 (予測)	平成 37 年末 (予測)
総数 : 46,634 戸	総数 : 50,771 戸	総数 : 55,042 戸
耐震性を満たす : 38,675 戸	耐震性を満たす : 44,523 戸	耐震性を満たす : 50,405 戸
耐震性不十分 : 7,959 戸	耐震性不十分 : 6,248 戸	耐震性不十分 : 4,637 戸
耐震化率 : 82.9%	耐震化率 : 87.7%	耐震化率 : 91.6%
平成 32 年度末の耐震化率が 90% となる戸数 :		目標設定戸数 45,694 戸
目標 (耐震化率 90%) 達成に必要な改修戸数 :		1,171 戸 (234 戸/年)
平成 37 年度末の耐震化率が 95% となる戸数 :		目標設定戸数 52,290 戸
目標 (耐震化率 95%) 達成に必要な改修戸数 :		1,885 戸 (189 戸/年)



(3) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

地震による死者数および経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな多数の者が利用する建築物を優先して耐震化に取り組む必要があることから、平成 37 年度末の耐震化率の目標を 96.5% に設定します。

このことから、耐震化率 96.5% を確保するために、耐震性の不十分な建築物 95 棟のうち、84 棟の耐震改修が必要となるため、多数の者が利用する建築物を「災害時に重要な機能を果たす建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」等に分け、それぞれに公共・民間の区分毎の耐震化目標を設定しました。

① 災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震化の目標

本市では、平成 37 年度までに、小・中学校、病院等の災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震化率を 100% とすることを目標とし、耐震化を促進します。

【本市の目標】

公共（現状 95.8%）	→	平成 37 年度時点 100.0%
民間（現状 54.5%）	→	平成 37 年度時点 100.0%

② 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

本市では、平成 37 年度までに、百貨店、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率を 100% とすることを目標とし、耐震化を促進します。

【本市の目標】

公共（現状 71.4%）	→	平成 37 年度時点 100.0%
民間（現状 71.4%）	→	平成 37 年度時点 100.0%

③ 特定多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

本市では、平成 37 年度までに、賃貸住宅、寄宿舍等の特定多数者が利用する建築物の耐震化率を 90% 以上とすることを目標とし、耐震化を促進します。

【本市の目標】

公共（現状 14.3%）	→	平成 37 年度時点 100.0%
民間（現状 50.8%）	→	平成 37 年度時点 91.0%

■多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状と目標

平成 27 年末 (現状)	平成 32 年末 (予測)	平成 37 年末 (予測)																								
<table border="1"> <tr><td>総数</td><td>:315 棟</td></tr> <tr><td>耐震性を満たす</td><td>:220 棟</td></tr> <tr><td>耐震性不十分</td><td>: 95 棟</td></tr> <tr><td>耐震化率</td><td>:69.8%</td></tr> </table>	総数	:315 棟	耐震性を満たす	:220 棟	耐震性不十分	: 95 棟	耐震化率	:69.8%	<table border="1"> <tr><td>総数</td><td>:315 棟</td></tr> <tr><td>耐震性を満たす</td><td>:300 棟</td></tr> <tr><td>耐震性不十分</td><td>: 15 棟</td></tr> <tr><td>耐震化率</td><td>:95.0%</td></tr> </table>	総数	:315 棟	耐震性を満たす	:300 棟	耐震性不十分	: 15 棟	耐震化率	:95.0%	<table border="1"> <tr><td>総数</td><td>:315 棟</td></tr> <tr><td>耐震性を満たす</td><td>:304 棟</td></tr> <tr><td>耐震性不十分</td><td>: 11 棟</td></tr> <tr><td>耐震化率</td><td>:96.5%</td></tr> </table>	総数	:315 棟	耐震性を満たす	:304 棟	耐震性不十分	: 11 棟	耐震化率	:96.5%
総数	:315 棟																									
耐震性を満たす	:220 棟																									
耐震性不十分	: 95 棟																									
耐震化率	:69.8%																									
総数	:315 棟																									
耐震性を満たす	:300 棟																									
耐震性不十分	: 15 棟																									
耐震化率	:95.0%																									
総数	:315 棟																									
耐震性を満たす	:304 棟																									
耐震性不十分	: 11 棟																									
耐震化率	:96.5%																									
平成 32 年度末の耐震化率が 95%となる棟数 :		目標設定棟数 300 棟																								
目標(耐震化率 95.0%)達成に必要な改修棟数 :		80 棟																								
平成 37 年度末の耐震化率が 96.5%となる棟数 :		目標設定棟数 304 棟																								
目標(耐震化率 96.5%)達成に必要な改修棟数 :		84 棟																								

法	区分	建築物用途	公共 民間	昭和 56 年 5 月 以前の 建築物 (棟) ①	昭和 56 年 6 月 以降の 建築物 (棟)	建築物 数 (棟)	①のう ち耐震 性有建 築物数 (棟)	耐震性 有建築 物数 (棟)	現状の 耐震化 率 (%)	耐震化 をすす める棟 数 (棟)	目標と する耐 震化率 (%)
法第 14 条第 1 号	災害時に重要な機能を果たす建築物	市役所、消防署、幼稚園、小中学校、高校、病院、診療所、社会福祉施設、体育館等	合計	48	59	107	39	98	91.6%	9	100.0
			公共	41	55	96	37	92	95.8%	4	100.0
			民間	7	4	11	2	6	54.5%	5	100.0
	不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、美術館、博物館、図書館、銀行等	合計	27	43	70	7	50	71.4%	20	100.0
			公共	3	4	7	1	5	71.4%	2	100.0
			民間	24	39	63	6	45	71.4%	18	100.0
	特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）寄宿舎、下宿、事務所、工場等	合計	84	45	129	18	63	48.8%	54	90.7
			公共	6	1	7	0	1	14.3%	6	100.0
			民間	78	44	122	18	62	50.8%	49	91.0
	公営住宅		合計	2	7	9	2	9	100.0%	0	100.0
			公共	2	7	9	2	9	100.0%	0	100.0
	合計		合計		161	154	315	66	220	69.8%	84
公共				52	67	119	40	107	89.9%	12	100.0
民間				109	87	196	26	113	57.7%	72	94.4

(4) 市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

市有特定既存耐震不適格建築物は、災害時には災害対策拠点、避難拠点としての機能を求められることから、積極的に耐震化を図るものとし、平成 37 年度の耐震化率の目標値を 100%とします。

		全数	昭和 56 年 5 月 以前 棟数	昭和 56 年 5 月 以前 棟数		昭和 56 年 6 月 以降 棟数	現状の 耐震化 率 (%)	耐震化 をすす める棟 数	目標と する耐 震化率 (%)
				左記の うち 耐震性 有棟数	左記の うち 不明分 棟数				
市庁舎	棟	2	1	0	0	1	50.0	1	100.0
	%	—	50.0	0.0	0.0	50.0			
消防本部（署）	棟	1	0	0	0	1	100.0	0	100.0
	%	—	0.0	0.0	0.0	100.0			
社会福祉施設	棟	3	1	1	0	2	100.0	0	100.0
	%	—	33.3	33.3	0.0	66.7			
病 院	棟	2	0	0	0	2	100.0	0	100.0
	%	—	0.0	0.0	0.0	100.0			
幼稚園 保育園	棟	2	0	0	0	2	100.0	0	100.0
	%	—	0.0	0.0	0.0	100.0			
小学校	棟	20	14	14	0	6	100.0	0	100.0
	%	—	70.0	70.0	0.0	30.0			
中学校	棟	12	1	1	0	11	100.0	0	100.0
	%	—	8.3	8.3	0	91.7			
集会所等	棟	3	1	0	0	2	66.7	1	100.0
	%	—	33.3	0	0	66.7			
体育館	棟	1	1	1	0	0	100.0	0	100.0
	%	—	100.0	100.0	0.0	0.0			
宿泊施設	棟	1	1	1	0	0	100.0	0	100.0
	%	—	100.0	100.0	0.0	0.0			
公営住宅	棟	4	0	0	0	4	100.0	0	100.0
	%	—	0.0	0.0	0.0	100.0			
その他	棟	2	1	0	1	1	50.0	1	100.0
	%	—	50.0	0.0	50.0	50.0			
合 計	棟	53	21	18	1	32	94.3	3	100.0
	%	—	39.6	34.0	1.9	60.4			

※ 耐震性有の棟数は、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築されたもののうち、耐震改修済みおよび耐震診断の結果、耐震性有と確認された棟数

※ 耐震化率 = (昭和 56 年 6 月以降 + 昭和 56 年 5 月以前のうち耐震性有の棟数) ÷ 全棟数 × 100

第5章 建築物の耐震診断および耐震改修促進を図る施策に関する事項

第5章 建築物の耐震診断および耐震改修促進を図る施策に関する事項

1. 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅および特定既存耐震不適格建築物の耐震化は、所有者や施設の管理者が主体となって耐震化を促進するために、各位の自発的な耐震改修推進支援と、耐震化促進の阻害要因を解消、または軽減を図ることとし、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組みます。

2. 住宅・建築物耐震化促進を図るための課題

- (1) 地震被害に対する危機意識の向上
- (2) 耐震診断・耐震改修に関する情報の充実化
- (3) 耐震診断・改修費の支援対策
- (4) 緊急輸送および避難を確保するための道路沿道建築物の耐震化対策
- (5) 2次構造部材の安全性の向上
- (6) 地震災害に伴うがけ崩れ等二次災害の軽減
- (7) 住宅・建築物の安全性確保に関する情報の普及
- (8) 関係団体等との連携

3. 基本的な考え方

本市における住宅および建築物の特性、耐震化の現状等から、建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等が「自らの生命・財産を自らが主体的に行動し守る」という意識を持つよう啓発を図ります。

こうした考え方にに基づき、「耐震化に係る意識の啓発」、「建築物所有者への指導」、「耐震改修等に対する支援」を基本とした施策を講じ、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来たすことがないように、本市内の建築物に関する耐震性を把握し、必要に応じた耐震化を進めます。

【基本的な考え方】

- 耐震化に係る意識の啓発
- 建築物所有者への指導
- 耐震改修等に対する支援

4. 耐震診断・耐震改修を図るための支援策等の概要

(1) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化に向けた実施誘導

① 特定既存耐震不適格建築物

本市では、今後とも、特定既存耐震不適格建築物の所有者を調査し、その結果により特定既存耐震不適格建築物台帳を整備することで実態の把握と指導・助言に努めます。

② 市有特定既存耐震不適格建築物

耐震化が実施されていない市有特定既存耐震不適格建築物については、施設の必要性を判断した上、存続とされた施設については、耐震改修を実施し、利用者の安全確保に努めます。

(2) 要安全確認計画記載建築物の耐震化に向けた実施誘導

① 要安全確認計画記載建築物

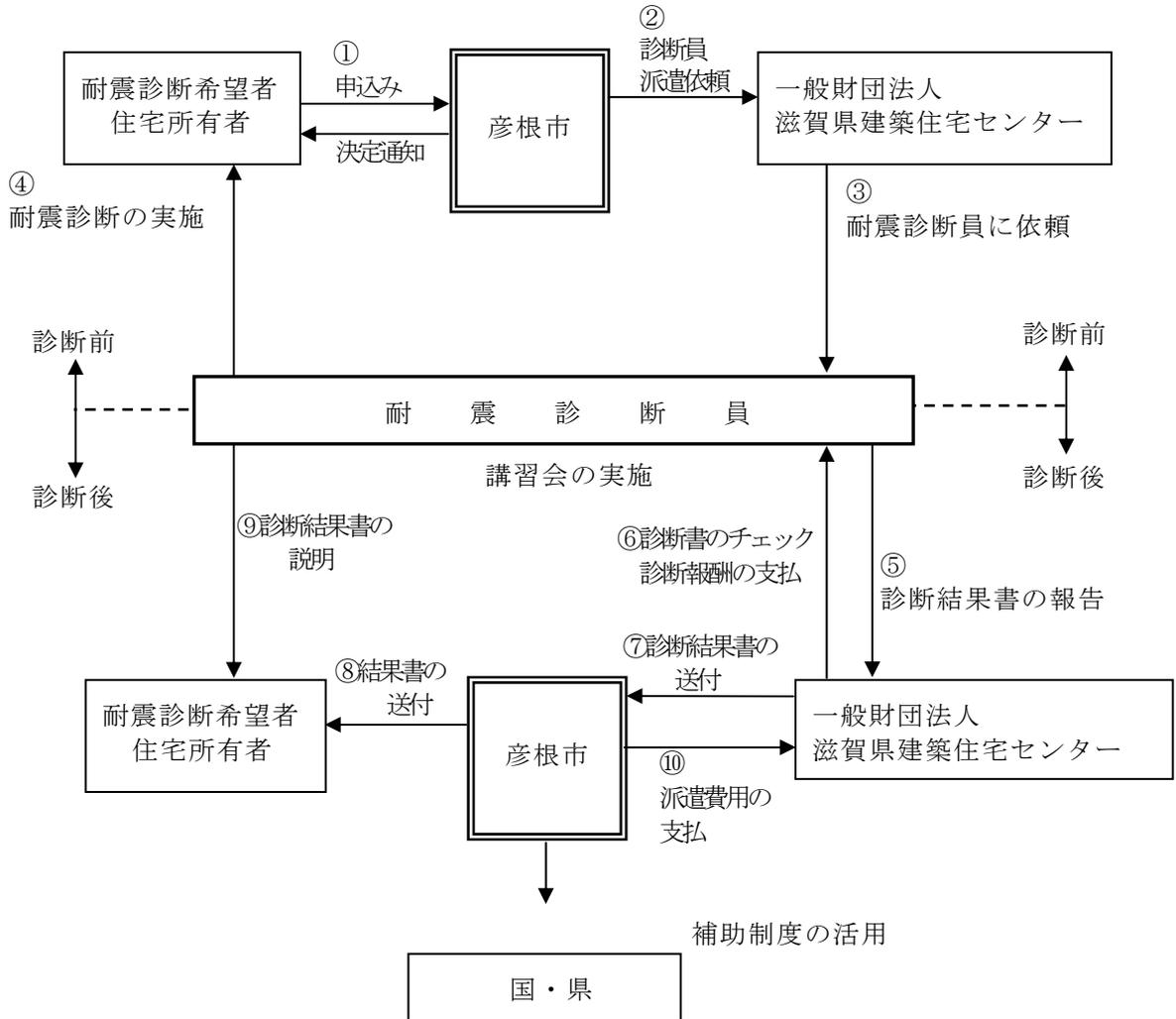
要安全確認計画記載建築物のうち、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき指定された道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）は、耐震診断とその結果の報告が義務付けられていることから、耐震診断費用について、「滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業」の補助制度の活用促進を図り、耐震化に対する取り組みを強化します。

(3) 住宅の耐震化に向けた耐震診断の実施誘導

本市では、木造住宅耐震診断員を派遣して、一般診断法による耐震診断を実施する木造住宅耐震診断員派遣事業を行っています。今後とも同事業により、耐震診断の実施誘導を図ります。

また、診断費用に対しては、国や県補助制度を活用するなど、診断費用の市民負担軽減に努め、より多くの市民が耐震診断を実施し、安全性の確認と耐震性拡充に向けた対策を講ずるよう配慮します。

<彦根市木造住宅耐震診断員派遣事業の流れ 参照>



(4) 耐震診断・耐震改修を行う住民に対する補助

本市では耐震診断、耐震改修を行う住民に対して補助を行っています。また、国の補助施策を活用し、耐震改修を促進します。

ア. 彦根市木造住宅耐震診断員派遣事業

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断を希望する住宅の所有者に対して、診断員を派遣し、無料で耐震診断を実施します。

対象建築物	下記すべてに該当する「木造住宅」 <ul style="list-style-type: none">・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの・延べ面積の過半の部分が住宅として使われているもの・2階建て以下で延べ面積が 300 m²以下のもの・木造軸組工法で、枠組壁工法又は丸太組工法ではない住宅・大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの
補助金額	(耐震診断) 31,000 円/棟 (補強案作成、概算工事費の算出) 54,000 円/棟

(平成 27 年度時点)

イ. 木造住宅耐震・バリアフリー改修事業

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点等が 0.7 未満と判断されたものについて、0.7 以上に引き上げる耐震改修工事を行う住宅所有者に対して、支援します。

対象建築物	耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満と判断された、下記すべてに該当する木造建築物。 <ul style="list-style-type: none">・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの・延べ面積の過半の部分が住宅として使われているもの・2階建て以下で延べ面積が 300 m²以下のもの・木造軸組工法で、枠組壁工法又は丸太組工法ではない住宅・大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの
補助対象	上記の木造住宅について、改修後の上部構造評点が 0.7 以上となる耐震改修工事を行うもので、補助対象経費が 50 万円を超える工事
補助金額	補助対象経費の 2/10 とする 50 万円を基本上限額とし、条件により以下の上乗せ補助を受けられます。 <ul style="list-style-type: none">・県産材利用耐震改修モデル事業費・主要道路沿い耐震改修割増事業費・高齢者世帯耐震改修割増事業費・木造住宅耐震化緊急支援割増事業

(平成 27 年度時点)

ウ. 既存民間建築物耐震診断事業

昭和 56 年以前 5 月 31 日以前に建築された多くの人が集まる一定規模以上の建築物や木造住宅以外の住宅所有者に対して、耐震診断に要する費用の一部を補助します。

対象建築物	補助基本額
◇特定既存耐震不適格建築物(現在使用しているもの) ◇長屋および共同住宅(現在居住しているもの)	耐震診断および予備診断に実際に要した費用と、補助基本額を基礎とする算定の額とを比較していずれか少ない方の額の 2/3 以内 上限：2,000,000 円/棟
◇要緊急安全確認大規模建築物 (現に使用しているもの) (耐震診断を行い、その結果を平成 27 年 12 月 31 日までに市に報告することができるもの)	耐震診断および予備診断に実際に要した費用と、補助基本額を基礎とする算定の額とを比較していずれか少ない方の額の 2/3 以内 上限：4,320,000 円/棟
◇一戸建ての住宅 (併用部分を含む) (現在居住しているもの)	耐震診断および予備診断に実際に要した費用の 2/3 と、一戸当たり 86,000 円とを比較していずれか少ない方の額 上限：86,000 円/戸

(平成 27 年度時点)

エ. 既存住宅耐震リフォーム支援事業

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅(延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの)で、耐震診断の結果、上部構造評点等を 1.0 以上に引き上げる耐震改修工事、1 階部分のみを耐震改修する工事および耐震シェルターを設置する工事ならびに耐震ベッドを設置したのものに対して、支援します。

既存住宅を耐震改修工事するもので、補助対象経費が 30 万円を超える場合	
対象建築物	・木造(在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法)の上部構造評点等が 0.7 以上 1.0 未満のもので、上部構造評点を 1.0 以上に引き上げる耐震改修工事をするもの ・その他の構造の場合は構造耐震指標(Is)が 0.6 未満のもので、構造耐震指標(Is)を 0.6 以上かつ保有水平耐力にかかる指標(q)を 1.0 以上に引き上げる耐震改修工事をするもの
補助金額	補助対象経費の 2/10 とする(上限 50 万円)
木造住宅の 1 階部分を耐震改修工事するもので、補助対象経費が 30 万円を超える場合	
対象建築物	地上階数が 2 以下の木造建築物について、上部構造評点等が 0.7 未満のもので、木造の建築物の 1 階部分における上部構造評点を 1.0 以上に引き上げる耐震改修工事をするもの
補助金額	補助対象経費の 2/10 とする(上限 50 万円)
既存住宅内部に耐震シェルター等(耐震シェルターや耐震ベッド)を設置する工事	
対象建築物	・木造の場合は、上部構造評点等が 0.7 未満のもの ・木造以外の場合は、構造耐震指標(Is)が 0.6 未満のもの
既存住宅内部に耐震シェルター等を設置するもので、補助対象経費が 20 万円を超える場合	
補助金額	耐震シェルター等を設置する工事に要する費用とする(定額 20 万円)
既存住宅に耐震ベッド等耐震設備を設置するもので、補助対象経費が 10 万円を超える場合	
補助金額	耐震ベッド等の本体およびその設置に要する費用とする(上限 20 万円)

(平成 27 年度時点)

(5) 税制等の優遇措置

建築物所有者の負担を軽減するための国の税制優遇措置、保険料の軽減措置等について、ホームページやパンフレット等により周知徹底を図ります。

■ 税制優遇措置の概要

	所得税の特別控除	固定資産税の減額
対象工事期間	H26. 4. 1～H29. 12. 31	H25. 1. 1～H27. 12. 31※1
対象建築物	一定区域内の居住の用に供する家屋(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもので一定のもの)	昭和 57 年 1 月 1 日以前から存していた住宅
適用工事	「新耐震基準」に適合させるための耐震改修※2	
申請方法	地方公共団体発行の「住宅耐震改修証明書」等必要書類を添付し確定申告	改修が完了した日から 3 ヶ月以内に、その改修工事が「新耐震基準」に適合している旨の証明書を市町村に添付して申告
工事費用		50 万以上
優遇措置	耐震改修費の 10%相当額(上限 25 万円)をその年分の所得税額から控除	住宅部分(住宅部分の面積が住宅一戸当たり 120 m ² を超える場合は、120 m ² に相当する部分)の固定資産税額の 2 分の 1
優遇期間	改修した 1 年分	H25. 1. 1～H27. 12. 31 工事完了:翌年度 1 年分
マンション適用条件	①修繕積立金を利用した耐震改修 ②自ら積立金を拠出 ③自己負担金額に相当する額を限度	工事費用が床面積で按分して一戸当たり 50 万円以上

(平成 27 年現在)

- ※1 対象工事期間については、税制改正に伴い、期間が延長される可能性があります。
- ※2 「新耐震基準」に適合させるための耐震改修とは、木造の場合は、上部構造評点が 1.0 以上であり、木造以外の場合は、構造耐震指標(Is)が 0.6 以上かつ保有水平耐力にかかる指標(q)が 1.0 以上に耐震改修すること。

■地震保険割引拡大の概要

種 別	概 要	割引率	
建築年割引率 (契約開始日が H13.10.1以降)	対象建築物が、昭和56年6月1日以降に新築された建築物である場合	10%	
耐震等級割引率 (契約開始日が H13.10.1以降)	対象建築物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1	10%
		耐震等級2	30%
		耐震等級3	50%
免震建築物割引率 (契約開始日が H19.10.1以降)	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%	
耐震診断割引率 (契約開始日が H19.10.1以降)	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%	

出典：財務省

(6) 今後の支援対策

今後の耐震化促進支援については、本市における住宅・建築物のストック状況や国や県の支援対策の動向を勘案しつつ、本市の実情に応じた耐震化を促進するための支援を継続的に検討します。

5. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

滋賀県および関連団体等と連携し、制度や仕組みを活用しながら、市民が安心して耐震改修できる仕組みを検討します。

(1) 相談体制の充実

① 相談しやすい窓口の整備

滋賀県や関係団体等との連携を図り、建築全般における面接相談および現場相談などを通し、市民が身近で安心して相談できる体制を整備します。

また、地域施設等を活用した耐震診断・耐震改修相談会を定期的実施するなど、多様な機会を活用した相談体制を引き続き整備します。

② インターネットによる情報提供の充実

本市のホームページによる情報提供に加えて、地震の基礎知識や（一財）日本建築防災協会とリンクした「誰でもできるわが家の耐震診断」など、住宅所有者の最も身近な情報提供の場となるよう、耐震化に関する市のホームページの内容を充実するとともに、インターネットを活用した耐震診断・耐震改修の情報提供を引き続き行います。

③ 分譲マンションの耐震化に関する相談窓口

耐震改修が必要な分譲マンションにおいて、区分所有などの関係から、耐震化が進まないことがあります。このような課題に対しては、引き続き相談窓口にて、耐震診断・耐震改修を促進します。

(2) 事業者情報等の情報提供の拡充

悪質リフォーム業者などによる被害などの懸念材料を解消するために、今後とも耐震改修の講習を終了した登録設計者、登録施工者の名簿を窓口を設置し、情報提供の拡充に努めます。

(3) リフォームにあわせた耐震改修への誘導

リフォームを行う際は、耐震改修を実施する好機であるため、滋賀県や関係団体等と連携し、リフォームを検討している建築主や事業者等に対して、耐震改修の利点や重要性を周知、啓発し、耐震化の促進に努めます。

(4) 住宅工法に応じた補強設計や信頼できる耐震改修工法

住宅の工法や構造特性によって耐震性能が異なるため、補強の必要性が高い建築物については、その住宅の工法に応じた補強設計の実施に向けた誘導を図ります。

また、耐震改修方法については、様々な技術開発が進展していることなどを踏まえ、耐震改修する際に有効となる情報提供に努めます。

(5) 住空間の安全性を確保する対策

住空間の安全性を確保する方策として、家具転倒防止や防災ベッド等の活用について、その啓発および普及を図ります。

① 家具転倒防止の啓発および普及方策

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、家具の転倒による居住者被害が発生するおそれがあります。

室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するために、家具固定の重要性について、戸別訪問や相談窓口等により普及啓発を図ります。

② 耐震ベッド等の活用の紹介

住宅の倒壊から人命を守るためには、住宅や建築物の耐震補強を行うことが最善の策ですが、様々な事情により耐震改修が困難となる場合があります。

また、人命確保最優先の考え方として事前の策である耐震シェルターや耐震ベッド等による一時的な避難スペース確保の方法があります。しかしながら、これは倒壊した住宅内に閉じ込められる可能性があること等のリスクがありますことから、住民に対し十分な説明を行い、防災用具のひとつとして活用の紹介を図ります。



〔耐震シェルターの例〕

出典：滋賀県パンフレット



〔耐震ベッドの例〕

出典：総務省消防庁ホームページ

※耐震シェルター：屋内の安全な空間を確保するために特定の部屋を補強し、建築物の倒壊から身を守る方法

※耐震ベッド：就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッド

6. 地震時の総合的な安全対策

(1) ブロック塀や非構造部材の破損による被害の軽減対策

ブロック塀の安全対策やガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策について検討します。

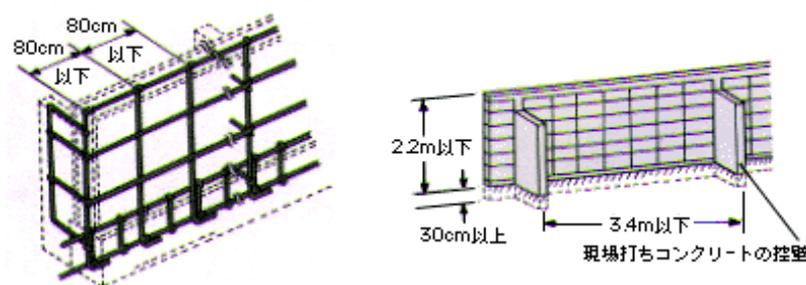
学校施設等については、文部科学省で策定された「学校施設における天井等落下防止対策の手引」を活用し、天井等の点検・対策を行います。

① 通学路のブロック塀等対策

関係団体等と連携し、ブロック塀等の実態調査を行い、危険なブロック塀等の所有者へ注意喚起を行います。

特に、避難路や通学路沿いを重点的に実施するなど、優先度、危険度に応じた計画的な改善を促進し、併せて安全な改修工法の普及促進を図ります。

【ブロック塀、石塀の補強】



出典：総務省消防庁ホームページ

② 窓ガラスや外壁タイル

窓ガラスについては、飛散防止フィルムを貼る等の対策を推進させるとともに、外壁タイルによる落下防止対策について普及啓発を行います。

③ 屋外広告物の安全性

屋外広告物については、広告物提出許可時点や講習会等の機会を捉え、適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体等にも協力を求め、広く屋外広告物の安全性の注意喚起を行います。

④ 天井等の崩落防止対策

大規模な空間を持つ建築物の天井崩落対策について、建築物の所有者および管理者等に対して安全対策措置を講ずるよう、啓発・指導を行います。

⑤ 給湯設備の転倒防止対策

東日本大震災では、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生しており、その後の調査で、その多くが固定等の対策が不十分であったことが確認されています。これを受けて告示「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」の一部を改正し、平成 25 年 4 月 1 日に施行され、設置の際の固定方法が定められています。該当する設備の所有者・管理者等に対して設置方法の確認と改善を指導します。

⑥ 配管等設備の落下防止対策

地震発生時に、配管等の設備が落下、破損等の被害が発生することが想定されます。建築物の所有者、管理者等に対して地震による被害の危険性を周知し、安全対策措置を講じるよう啓発します。

⑦ エレベーターの閉じ込め防止対策

定期検査等の機会を利用し、現行指針に適合しないエレベーターの地震時におけるリスク等を建築物所有者等に周知し、安全性の確保を推進します。

地震発生時のエレベーター閉じ込め防止対策として、管理者、保守会社等の施設管理者に対して、エレベーターの安全性の認識、閉じ込められた場合の対処・復旧方法等に関する知識の普及を図ります。

■ 「エレベーターの地震防災対策の推進について」の報告概要

エレベーターの地震防災対策の推進	
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○エレベーターの耐震安全性の確保 ○「地震時管制運転装置」の確実な作動 ○早期救出・復旧体制の整備等 ○適時適切な情報提供・情報共有
早急に講ずべき施策	<ul style="list-style-type: none"> ○閉じ込め防止のため「地震時管制運転装置」の設置推進 ○ドア開放検知による安全装置等の改良等 ○「閉じ込め時リスタート運転機能」の開発 ○保守会社への連絡手段の多様化 ○閉じ込め現場への迅速な移動手段の確保等保守会社の体制整備 ○消防隊員の実践研修の制度化や乗り場側ドアの開錠キーの消防機関への提供等、閉じ込め救出における消防との連携推進 ○原則「1ビル1台」の早期復旧のための環境整備 ○閉じ込められた場合の対処方法等の利用者への周知、適時適切な情報提供等

出典：国土交通省 社会資本整備審議会建築分科会

⑧ エスカレーターへの脱落防止対策

東日本大震災において、エスカレーターの脱落が発生しました。これを受け、エスカレーターの脱落防止対策に関する建築基準法施行令、告示が以下の項目のように制定および一部改正されました。

- ・十分な「かかり代」を設ける構造方法
- ・脱落防止措置（バックアップ措置）を講じる構造方法

上記の改正内容を、建築物の所有者、管理者等に対し周知し、安全対策措置を講じるよう指導します。

(2) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減するため、急傾斜地近接地の減災対策を推進します。

また、地震に伴う建築物の敷地の被害を軽減するため、敷地の液状化や滑動崩落の危険性に関する情報等を提供することにより、敷地被害の未然防止や減災対策についての啓発を行います。

7. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 緊急輸送道路等の指定

滋賀県が定める広域緊急交通路の他に、本市が指定する道路等について、沿道の建築物倒壊などによる道路閉塞を防止するために、積極的な耐震改修等の指導誘導を図ります。

① 緊急輸送道路

路線名	緊急郵送道路区分	道路種別	区間(起点)	区間(終点)	延長(km)	車線数	道路幅(m)	備考
大津能登川長浜線	第3次緊急輸送道路	主要地方道	下稲葉町	馬場一丁目	12.7	1,2	3.8～18.6	県管理
彦根近江八幡線	第3次緊急輸送道路	主要地方道	長曾根町	本町一丁目	1.7	2	15.0～21.5	県管理
彦根停車場線	第3次緊急輸送道路	主要地方道	京町三丁目	旭町	0.5	2	5.6～10.4	県管理
愛知川彦根線	第3次緊急輸送道路	主要地方道	彦富町	野良田町	1.8	1,3	5.1～18.9	県管理
稲枝・沢線	第3次緊急輸送道路	県道	野良田町	三津町	2.4	2	5.0～12.5	県管理
賀田山安食西線	第3次緊急輸送道路	県道	賀田山町	楡町	1.7	2	8.3～15.0	県管理
高宮停車場線	第3次緊急輸送道路	県道	高宮町	高宮町	0.4	2	6.8～14.0	県管理
三津屋野口線	第3次緊急輸送道路	県道	日夏町	野口町	3.9	1,2	5.9～12.0	県管理
新海上稲葉線	第3次緊急輸送道路	県道	新海町	下稲葉町	2.5	2	5.0～15.0	県管理
彦根環状線	第3次緊急輸送道路	県道	戸賀町	市原町	3.8	1,5	4.7～24.0	県管理
彦根米原線	第3次緊急輸送道路	県道	松原町	松原町	2.0	2	18.0～20.2	県管理
敏満寺野口線	第3次緊急輸送道路	県道	野口町	野口町	0.7	1,2	5.6～9.1	県管理
八坂西今線	第3次緊急輸送道路	市道	八坂町	西今町	1.6	2	12.0～14.6	市管理
旭橋大堀橋線	第3次緊急輸送道路	市道	東沼波町	大堀町	0.4	2	6.7～12.3	市管理
安清西沼波線	第3次緊急輸送道路	市道	安清町	西沼波町	0.8	1	3.5～11.5	市管理
稲枝停車場線	第3次緊急輸送道路	市道	稲枝町	野良田町	0.3	2	14.6～16.0	市管理
稲部三津線	第3次緊急輸送道路	市道	稲部町	稲部町	0.5	1	8.2～9.5	市管理
岡町山之脇線	第3次緊急輸送道路	市道	岡町	山之脇町	0.3	2	6.5～13.6	市管理
賀田山日夏線	第3次緊急輸送道路	市道	賀田山町	日夏町	1.3	2	7.8～11.2	市管理
芹橋彦富線	第3次緊急輸送道路	市道	稲部町	芹橋二丁目	8.9	2	5.7～15.0	市管理
芹川堤防線	第3次緊急輸送道路	市道	河原二丁目	西沼波町	1.4	1,2	4.0～9.0	市管理
高宮小学校線	第3次緊急輸送道路	市道	高宮町	高宮町	0.2	1	6.1～6.5	市管理

路線名	緊急郵送道路区分	道路種別	区間 (起点)	区間 (終点)	延長 (km)	車線 数	道路幅 (m)	備考
高宮町七軒町・桃線	第3次緊急輸送道路	市道	高宮町	高宮町	1.3	1,2	4.3～10.0	市管理
立花佐和線	第3次緊急輸送道路	市道	立花町	佐和町	0.4	1	3.7～6.9	市管理
薩摩3号線	第3次緊急輸送道路	市道	薩摩町	薩摩町	0.3	1	5.5～7.6	市管理
薩摩彦富線	第3次緊急輸送道路	市道	薩摩町	彦富町	3.9	1,2	6.0～12.0	市管理
山之脇平田線	第3次緊急輸送道路	市道	山之脇町	平田町	0.4	2	9.5～10.0	市管理
小泉庄堺線	第3次緊急輸送道路	市道	開出今町	小泉町	3.2	2	9.6～16.7	市管理
松原町大黒前鴨ノ巣線	第3次緊急輸送道路	市道	松原町	松原二丁目	1.3	2	5.0～7.3	市管理
城町5号線	第3次緊急輸送道路	市道	鳥居本町	鳥居本町	0.1	1,2	6.6～7.2	市管理
須越辻堂線	第3次緊急輸送道路	市道	甘呂町	辻堂町	0.9	2	7.6～10.7	市管理
西沼波野田山線	第3次緊急輸送道路	市道	西沼波町	東沼波町	0.2	1	5.5～7.5	市管理
石寺稲里線	第3次緊急輸送道路	市道	石寺町	稲里町	1.7	1	5.0～7.0	市管理
石寺上西川線	第3次緊急輸送道路	市道	上西川町	石寺町	1.0	1	4.5～7.1	市管理
川瀬馬場町宮ノ東大上線	第3次緊急輸送道路	市道	川瀬馬場町	川瀬馬場町	0.4	1	4.1～8.4	市管理
大藪金田線	第3次緊急輸送道路	市道	大藪町	開出今町	0.7	2	5.6～15.4	市管理
大藪団地1号線	第3次緊急輸送道路	市道	大藪町	長曾根南町	0.8	2	10.0～11.4	市管理
大藪団地28号線	第3次緊急輸送道路	市道	大藪町	大藪町	0.6	1	5.5～11.0	市管理
大藪団地35号線	第3次緊急輸送道路	市道	大藪町	大藪町	0.1	1	5.8～6.0	市管理
大藪団地38号線	第3次緊急輸送道路	市道	大藪町	大藪町	0.1	1	5.5～12.0	市管理
長曾根銀座河原線	第3次緊急輸送道路	市道	芹橋二丁目	城町二丁目	0.5	1,3	11.5～20.0	市管理
長曾根中央線	第3次緊急輸送道路	市道	城町二丁目	城町二丁目	0.2	1	5.0～5.5	市管理
長曾根町2号線	第3次緊急輸送道路	市道	長曾根町	長曾根町	0.1	1,2	6.5～7.5	市管理
田附本庄線	第3次緊急輸送道路	市道	田附町	本庄町	2.8	1,2	5.5～8.3	市管理
内町三ツ割線	第3次緊急輸送道路	市道	鳥居本町	鳥居本町	0.7	1	6.7～12.7	市管理
彦根駅前4号線	第3次緊急輸送道路	市道	大東町	大旭町	0.4	1	4.9～9.3	市管理
彦根駅平田線	第3次緊急輸送道路	市道	山之脇町	芹町	1.7	2	8.3～15.3	市管理
彦根口河瀬駅線	第3次緊急輸送道路	市道	川瀬馬場町	小泉町	2.7	1,2	9.0～17.5	市管理

路線名	緊急郵送道路区分	道路種別	区間 (起点)	区間 (終点)	延長 (km)	車線 数	道路幅 (m)	備考
蓮台寺・川瀬 馬場線	第3次緊急 輸送道路	市道	蓮台寺町	蓮台寺町	0.1	1	9.9～ 10.6	市管理
湖東地区広域 農道	第3次緊急 輸送道路	広域 農道	三津屋町	犬方町	4.1	2	7.3～ 15.8	市管理

第6章 建築物の地震に対する安全性向上への啓発および知識の普及

第6章 建築物の地震に対する安全性向上への啓発および知識の普及

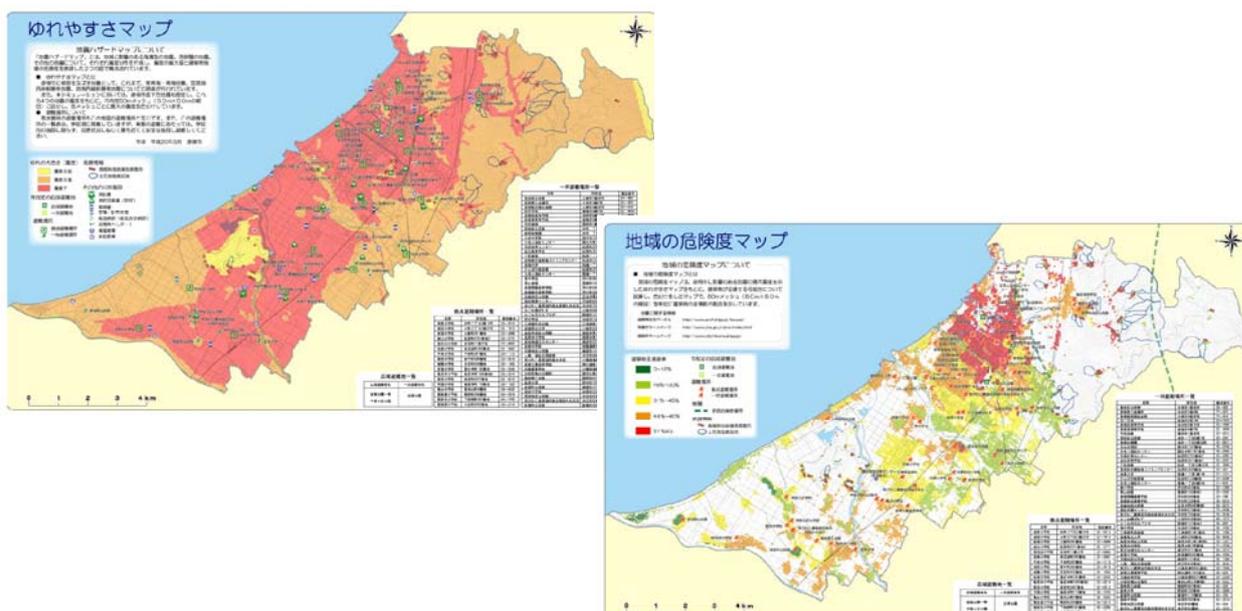
1. 地震ハザードマップの周知・啓発

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及を図るため、地盤のゆれやすさ、震災時の危険度等を明示した地震ハザードマップを作成・公表しています。

地震ハザードマップの活用によって、地震被害の発生見通しと、避難方法等に関する情報を、住民にわかりやすく事前に提供することができ、平常時からの防災意識の向上と、住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待されます。

周知にあたっては、本市ホームページで公開するなど、周知に努めます。

【彦根市ゆれやすさマップ・地域の危険度マップ】



2. 相談体制および情報提供の充実

現在、耐震診断等の相談窓口が設けられており、これらの窓口を通じて、「木造住宅耐震診断員派遣制度」「滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」等に関する具体的な支援方策について、県や関係機関等と連携を図り、十分な情報提供と制度活用への誘導を推進します。

また、耐震診断・耐震改修の相談業務等に関わる体制の整備として、電子メールを利用した相談受付や、インターネットを使った簡易診断アドバイス等、ICT技術を活用した相談体制を充実します。

加えて、戸別訪問の機会を活用した啓発活動により、引き続き情報提供の充実に努めます。

3. パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

本市では、滋賀県や関係団体等と連携し、建築物の所有者に対して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及を推進するために、耐震診断・耐震改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成し、市民へ配布を行います。

また、耐震診断を受けていない建築物所有者に対し、(一財)日本建築防災協会等の発行するパンフレット配布を進めるなど、耐震診断・耐震改修を促します。

滋賀県、湖国すまい・まちづくり推進協議会および関係団体等と連携し、建築物の所有者向けのセミナーや講習会を開催し、啓発および知識の普及の推進に努めます。

各種の情報メディアを活用し、住宅の耐震診断・耐震改修に関する情報発信を積極的に進めるなど、建築物所有者に対する情報提供ならびに相談体制を拡充します。

さらに、防災パトロール、防災訓練、建築基準法第12条に基づく定期報告および既存建築物に関わる各種の調査時に、地震防災対策に関する情報提供を拡充するなど、防災に関心が向きやすいイベント等の機会を通して、住宅および建築物の耐震化促進を啓発します。

知識の啓発・普及機会の例	対 応 内 容
防災パトロール	春、秋、2回行っている防災査察や定期報告のない建築物のパトロール等での啓発、指導
防災訓練	防災訓練時における、建築物の地震防災対策に対する意識高揚
定期報告制度の活用	建築基準法第12条の規定に基づく定期報告における特殊建築物の所有者、管理者等へ啓発、指導
各種調査	既存建築物における地震対策等の調査(広告板、窓ガラスの地震対策等)を通し、地震対策の改善指導を実施

4. 耐震診断・耐震改修技術者の育成・登録の推進

本市では、現在実施している無料木造住宅耐震診断員派遣制度に基づく耐震診断員の新規登録の促進や、耐震診断員の技術向上に向けた講習会等を誘致するなど、建築技術者の知識の向上を図ります。

また、滋賀県と連携し、「滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」により、講習を受けて登録された設計者や施工者を公表し、本市の相談窓口における登録者名簿の閲覧等を通じて、身近な技術者紹介や情報提供を推進します。

5. 減災教育による人材育成

インターンシップ等の機会を通じて、子どもから大人まで興味、関心を持ってもらうことのできる啓発を心がけるとともに、学校の総合学習の時間等を活用した減災教育ができるよう、滋賀県や関連団体等と連携し、減災教育の講師派遣等を行うなど、減災を担う人材育成の支援を行います。

6. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

現在実施している高齢者住宅小規模改造助成事業など、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅を改造する場合には、耐震診断、耐震改修の実施に関する指導助言を行うとともに、リフォーム工事を安心して行えるよう、日本住宅保障検査機構のリフォーム瑕疵保険について、周知と活用促進を図ります。

こうした取り組みに加えて、リフォーム事業者と連携し、民・業・官が一体となった耐震改修促進に向けた取り組みを誘導します。

7. 自治会等との連携

自治会、自主防災組織等の地域に根ざした組織を通じて、耐震診断・耐震改修についての理解を深める取り組みとして、出前講座などを開催し、市民に直接訴える場づくりに努めるとともに、地域と連携した地域ぐるみの意識啓発、耐震診断の実施に向けた取り組み等についても検討します。

また、これまでの地震災害の例などにおいて被害が多い高齢者等に対して、自治会（連合会組織）や老人会、老人クラブ等の活動（老人会の寄り合い・敬老の日のイベント等）、防災訓練や防犯活動を活用し、耐震診断・耐震改修に関する意識啓発に努めます。

(1) 地域ぐるみの防災活動の推進

防災担当部局と連携し、地域における自主防災組織の設立を呼びかけるとともに、自主防災組織の活動として、地域内の地震時危険箇所の点検や、地震発生時に通行を確保すべき避難路、通学路の点検など、身近な地域ぐるみの防災活動の促進を図ります。

(2) 出前講座などを活用した耐震情報の提供

自治会や自主防災組織等に対して、出前講座などを開催し、耐震診断または耐震改修に関する情報を提供します。

(3) 社会福祉協議会等との連携

耐震化が必要な施設の情報共有し、耐震診断・耐震改修の必要性を周知するだけでなく耐震化を推進し、利用者の安全と安心を確保します。

8. コミュニティ防災等への支援

ボランティア活動等の積極的な参画が見込まれるコミュニティ防災会等の活動に対し、地域防災や建築物の耐震化に関する知識向上に向けた情報提供などの支援を行い、建築物の耐震化を促進するまちづくりを進めます。

9. 高齢者世帯への支援

耐震化が必要な昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された住宅の所有者の多くは高齢者となっており、耐震化促進を図る上で、高齢者を対象とした支援や普及・啓発活動が必要であると考えられます。

本市では、高齢者の防災および地震被害の備えに対する意識の向上を図る啓発活動により高齢者の防災意識を向上させるとともに、既存の補助事業、税制優遇などの周知を行うことにより、住宅の耐震化促進を図ります。

また、住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度について、制度の周知と活用促進を図り、高齢者の耐震改修への意欲向上を図ります。

高齢者向け返済特例制度の概要
○満 60 歳以上の方が自ら居住する住宅にバリアフリー工事または耐震改修工事を施すリフォームを行う場合に、返済期間を申込人（連帯債務者を含む）全員の死亡時までとし、毎月の返済は利息のみを支払い、借入金の元金は申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなられたときに一括して返済する制度

第7章 建築物所有者に対する耐震診断または耐震改修時の指導等のあり方

第7章 建築物所有者に対する耐震診断または耐震改修時の指導等のあり方

1. 耐震改修促進法による指導等の実施

本市は、本市内の特定既存耐震不適格建築物、要安全確認計画記載建築物および要緊急安全確認大規模建築物の状況を調査します。また、耐震診断が義務付けられている、要緊急安全確認大規模建築物と要安全確認計画記載建築物の所有者からの耐震診断の報告の結果を受け、結果を公表します。

また、これらの所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言^{※1}を実施するよう努めます。

さらに、指導・助言に従わない場合、または指示対象建築物^{※2}等については、必要に応じて指示を行います。なお、指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合には、公表^{※3}を行うなどの措置を講じます。

本市が優先的に指導等を行うべき建築物の選定については、災害時に重要な機能を果たす建築物、不特定多数の者が利用する建築物、耐震診断結果が著しく低い建築物等の基準により行います。

なお、公表^{※3}の方法については広報、報道発表、ホームページの活用等により行います。

※1 耐震改修促進法第12条第1項、第15条第1項、附則3条3項による

※2 耐震改修促進法第12条第2項、第15条第2項、附則3条3項による

※3 耐震改修促進法第12条第3項、第15条第3項、附則3条3項による

(1) 耐震診断が義務付けられている建築物

① 耐震診断命令の方法

診断に対する「命令」は、耐震改修促進法第8条第1項および第2項および附則第3条第3項に基づき、対象となる建築物の所有者に対し、診断を実施しない場合、診断結果を報告するよう命令し、命令したことは耐震改修促進法第8条および附則第3条第3項に基づく公表であることを明確にするとともに、市民に広く周知するため、本市の広報やホームページへの掲載により行います。

② 耐震診断または耐震改修の指導および助言の方法

「指導」および「助言」は、耐震改修促進法第12条第1項および附則第3条第3項に基づき、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し、その実施に関して相談に応ずる方法で行います。また、特に耐震診断等の必要な地域の住民に対しては、地域を対象とした説明会を通して行うこともあります。

③ 耐震診断または耐震改修の指示の方法

「指示」は、耐震改修促進法第12条第2項および附則第3条第3項に基づき、指導および助言のみでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合において、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明確にした指示書を交付する等の方法で行います。

④ 耐震診断または耐震改修の指示に従わないときの公表の方法

「公表」は、耐震改修促進法第12条第3項および附則第3条第3項に基づき、「正当な理由」がなく、耐震診断または耐震改修の「指示」に従わないときに行います。

なお、建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な判断、改修が確実に行われる見込みがある場合などについては、その計画等を考慮し、公表するか否かの判断をします。

「公表の方法」については、法に基づく公表であることを明確にするとともに、市民に広く周知するため、本市の広報やホームページへの掲載などにより行います。

⑤ 耐震診断が義務づけられている建築物の用途

耐震診断が義務づけられている建築物は、要安全確認計画記載建築物と要緊急安全確認大規模建築物があります。

耐震診断が義務づけられている建築物の用途および規模要件の一覧は次表のとおりです。

■要安全確認計画記載建築物等の一覧表

法	用途		備考
法第5条 第3項 第1号	防災拠点 建築物	大規模災害が発生した場合、その利用を確保することが公益上必要となる建築物	庁舎、避難所等の防災拠点建築物
法第5条 第3項 第2号 第3号 法第6条 第3項 第1号	通行障害既 存耐震不適 格建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	前面道路の幅員に応じて、前面道路幅員の1/2に相当する高さの建築物（ただし、幅員が12m以下の場合は6m以上）

■ 要緊急安全確認大規模建築物の一覧表

用途		所管行政庁の指導・助言対象建築物の要件
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
小学 校等	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム その他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体 障害者福祉センターその他これらに類するもの		
学校	第 2 号以外の学校	-
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類 する運動施設		階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所		
劇場、観覧上、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		-
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		-
事務所		-
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類する サービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築 物を除く。）		-
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成 する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車 のための施設		
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		5,000 m ² 以上かつ、境界線から一定距離 以内に存する建築物

(2) 特定既存耐震不適格建築物

① 耐震診断または耐震改修の指導および助言の方法

「指導」および「助言」は、耐震改修促進法第 15 条第 1 項に基づき、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し、その実施に関して相談に応ずる方法で行います。

② 耐震診断または耐震改修の指示の方法

「指示」は、下記の建築物について、指導および助言のみでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合において、その実施を促し、それでも協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明確にした指示書を交付する等の方法で行います。

・耐震診断を指示する建築物

耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく建築物

(■「耐震改修促進法第 15 条第 2 項に掲げられる建築物の指示等を行う建築物の選定基準」(P.66)を参照)

・耐震改修を指示する建築物

「耐震診断を指示する建築物」のうち、ランク 2,3 の建築物

(■「耐震改修促進法第 15 条第 2 項に掲げられる建築物の指示等を行う建築物の選定基準」(P.66)「指示する建築物」、「改修」の欄を参照)

(また、ランクについては、■「各ランクの建築物の耐震性能」(P.66)を参照)

③ 耐震診断または耐震改修の指示に従わないときの公表の方法

「公表」は、下記の建築物について、「正当な理由」がなく、耐震診断または耐震改修の「指示」に従わないときに行います。

なお、建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な判断、改修が確実に行なわれる見込みがある場合などについては、その計画等を考慮し、公表するか否かの判断をします。

「公表の方法」については、法に基づく公表であることを明確にするとともに、市民に広く周知するため、市の広報やホームページへの掲載などにより行います。

・耐震診断の指示に従わないために公表する建築物

昭和 56 年に改正された建築基準法の構造基準を満足していない建築物

所管行政庁の長が特に必要と認めた建築物

・耐震改修の指示に従わないために公表する建築物

ランク 2・3 の①災害時に重要な機能を果たす建築物

ランク 3 の②不特定多数の者が利用する建築物と③危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

■ 特定既存耐震不適格建築物の一覧表

法	政令 第6 条第2 項	用途	所管行政庁の指導・助言対象 建築物の要件	所管行政庁の 指示対象建築 物の要件
法第14条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上か つ750㎡以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上か つ1,500㎡以上 ※屋内運動場 の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームそ の他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの		
	第3号	学校 第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上か つ2,000㎡以上
		ボウリング場、スケート場、水泳場その他これ らに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧上、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店 舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿 事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに 類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する 建築物を除く。）	階数3以上か つ2,000㎡以上			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の 用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物				
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上か つ2,000㎡以上	
法第14条 第2号	危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危 険物を貯蔵、処理する全ての 建築物	500㎡以上	
法第14条 第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地 に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な 避難を困難とするおそれがあり、その敷地が耐 震改修促進計画に記載された道路に接する建 築物	前面道路幅員の1/2以上の高 さの建築物（道路幅員が12m 以下の場合は6m以上）		

■耐震改修促進法第15条第2項に掲げられる建築物の指示等を行う建築物の選定基準

法	用途		指示する建築物	公表する建築物 (指示したものに 限る)	建築基準法に基 づき勧告・命令 する建築物 (原則、公表した ものに限る)					
法第15条第2項の特定建築物	①災害時に重要な機能を果たす建築物	ア 災害応急対策全般の企画立案、調整等を行なう施設	診断	法第15条第2項の特定建築物	昭和56年以前の建築物 所管行政庁の長が特に必要と認め た建築物	-				
		イ 住民の避難所等として使用される施設					県庁、市役所、町役場、消防署、警察署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
							小・中学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校等			
							集会場・公民館・体育館 幼稚園・保育所など			
		ウ 救急医療等を行う施設					病院・診療所			
	エ 災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等								
	オ 交通の拠点となる施設	車両の停車場または船舶の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	改修	ランク2・3の建築物	ランク2・3の建築物	ランク3の建築物				
	②不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗					診断	法第15条第2項の特定建築物	昭和56年以前の建築物 所管行政庁の長が特に必要と認め た建築物	-
		ホテル・旅館								
		劇場、観覧場、映画館、演芸場								
博物館、美術館、図書館										
展示場										
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等										
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等		改修	ランク2・3の建築物	ランク3の建築物	ランク3の建築物					
遊技場										
ボーリング場、スケート場、水泳場等										
公衆浴場										
自動車車庫または自転車の停留または駐車のための施設										
③危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	-									

■各ランクの建築物の耐震性能

	耐震性能		基準
ランク1	所要の耐震安全性が確保されているが、防災拠点としての機能確保が困難	震度6強程度の地震で倒壊は免れる	Isが0.6以上、0.75未満かつ、qが1.0以上、1.25未満
ランク2	地震の震動および衝撃に対して崩壊し、または崩壊する危険性がある。	震度6強程度の地震で倒壊するおそれ	ランク3以外で、Isが0.6未満の場合、またはqが1.0未満の場合
ランク3	地震の震動および衝撃に対して崩壊し、または崩壊する危険性が高い。	震度5強程度の地震で倒壊するおそれ	Isが0.3未満の場合 またはqが0.5未満

- 注1 Is:耐震診断で算出する構造耐震指標。建物の耐震性能をあらわす数値。0.6以上は震動6強程度まで安全と診断されるが、震度7の場合は0.75~0.9程度必要となる。
- 注2 q:必要な保有水平耐力に対する保有水平耐力の比率。
- 注3 耐震性能の震度表記は、現行建築基準法の保有水平耐力の検討が、300~400gal(震度6強)であること、構造耐震指標Is=0.6は現行建築基準法とほぼ同等であることから、一般に分かり易い震度表記とした。

2. 建築基準法による勧告または命令など

建築基準法第10条では、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物または階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認める場合において、保安上必要な措置をとることを勧告、場合によっては命令することができるとしています。

よって、本市では耐震改修の指示に従わないために公表した建築物で、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物または階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるもののうち、震度5強程度の地震で倒壊する恐れのある耐震性能ランク3の建築物に対して、建築基準法第10条に基づき耐震改修を勧告し、従わない場合は、公表や命令等の措置を行います。

第8章 其他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関する必要事項

第8章 その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関する必要事項

1. 避難路の安全対策

通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化対策に併せて、道路の維持管理や沿道建築物の不燃化対策など、耐震改修に併せた地区更新対策を検討するとともに、狭あい道路の解消および道路環境の改善に向け、避難路等にあたる道路の安全対策を進めます。

2. 防災のまちづくりに向けた展開

総合的な防災のまちづくり展開に向けて、地震ハザードマップによる周知・啓発に加え、密集住宅市街地や、土砂災害などの危険情報、避難場所、避難所、避難路など総合的な見地から防災課題を検討し、耐震化を図るべき建築物の迅速な耐震化に取り組んでいくための検討を進めます。

3. 多様な機会を活用した耐震化に関する活動の展開

インターンシップ等の機会を通じて、市民の耐震化意識の向上を図るなど、様々な取り組みに着目して、子どもから大人まで興味、関心をもってもらうことのできる啓発に心がけます。

4. 関係団体との連携

関係団体や有識者などと連携し、耐震診断および耐震改修の普及啓発を図るとともに、耐震化対策に関する継続的な検討を進めます。

5. 新たに建築される建築物の耐震化

新たに建築される住宅・建築物については、良質な建築物を確保する観点から、適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査の徹底を図ります。

6. 建築物の耐震性に関する表示制度の普及

耐震改修促進法において、建築物の地震に対する安全性を認定する制度が創設され、建築物の所有者は、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物の所有者は、「基準適合認定建築物マーク」を建築物等に表示することができます。この制度は、建築物の建築時期・規模・用途に関わらず全ての建築物が対象であることを周知し、特に民間の耐震改修の促進を図ります。

參考資料

1. 住宅数の推計資料

彦根市既存建築物耐震改修促進計画における住宅数の推計は、以下のフローに従い、平成 27 年および平成 32 年、平成 37 年の住宅数を推計した。

■ 住宅推計のフロー

A 過去の住宅数の集計

住宅・土地統計調査結果（昭和 58 年～平成 25 年）をもとに、以下の区分で住宅戸数を集計



B 平成 27 年および平成 32 年、平成 37 年の住宅数の推計 (P.36①)

下記の 4 区分により平成 27 年および平成 32 年、平成 37 年の住宅戸数を推計

- ①昭和 55 年以前の木造
- ②昭和 55 年以前の非木造
- ③昭和 56 年以降の木造
- ④昭和 56 年以降の非木造



C 建築年代による耐震性の有無に関する概数の算定 (P.36②)

昭和 55 年以前の住宅について、国が推計した木造 12%、非木造 76%の割合で、耐震性を満たすと考えられる住戸概数を算定



D 耐震工事済み戸数の算定 (P.37③)

住宅・土地統計調査(平成 25 年度調査結果)「第 58 表 建物の構造(4 区分), 建て方(4 区分), 平成 21 年以降における住宅の耐震改修工事状況(6 区分)別 持ち家数一市区」をもとに、耐震改修工事をした住宅戸数を算定



E 耐震性を満たす住宅戸数と耐震性が不十分な住宅戸数 (P.37④)



F 現状および目標年次の耐震化率の推計(B からDの結果より) (P.38)



G 目標年次における耐震化率を達成するために耐震化が必要な住戸数 (P.39)

A 住宅数の経年集計表

■集計表

区分 年次	合計		木造		非木造	
	木造	非木造	昭和55年以前 の建築物	昭和56年以 後の建築物	昭和55年以 前の建築物	昭和56年以 後の建築物
昭和58年	20,890	3,960	19,680	1,210	3,340	620
昭和63年	20,570	6,760	17,020	3,550	3,110	3,650
平成5年	22,700	6,630	15,500	7,200	3,050	3,580
平成10年	21,010	15,110	12,140	8,870	2,517	12,593
平成15年	23,020	14,350	10,770	12,250	2,390	11,960
平成20年	24,570	15,580	10,580	13,990	1,870	13,710
平成25年	27,100	17,940	10,390	16,710	1,349	16,591

資料：住宅・土地統計調査

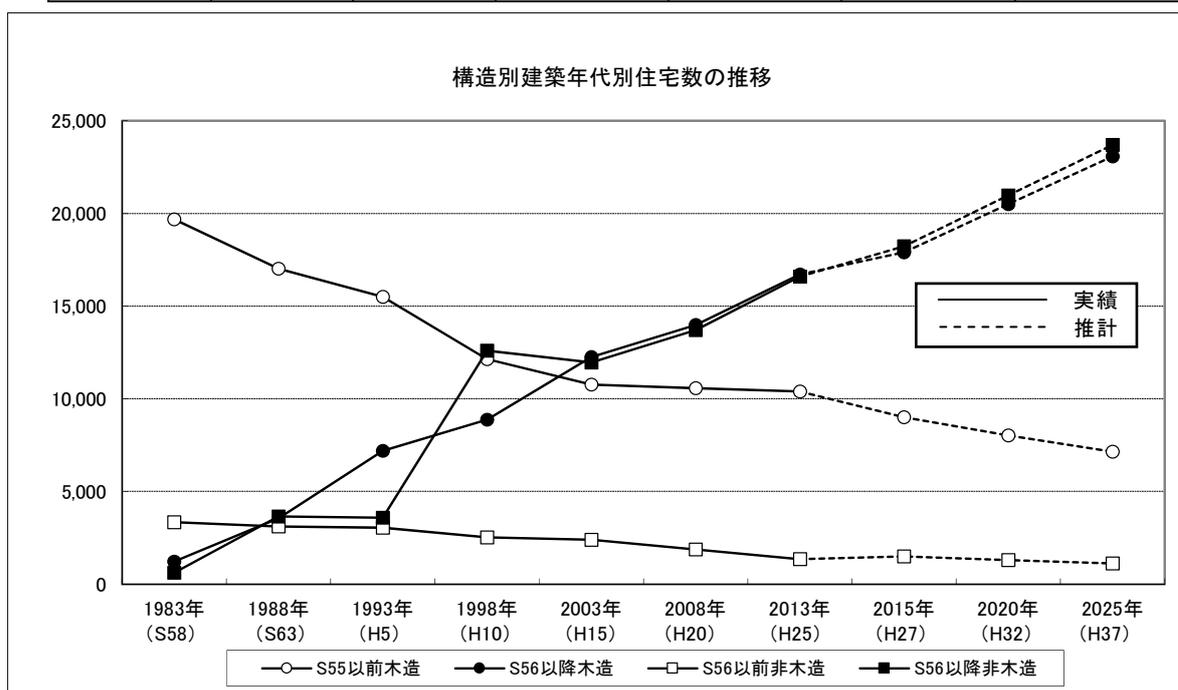
※昭和63年非木造（昭和55年以前）数値は、非木造総数を平成5年調査結果に基づき補正した値
 ※平成10年非木造（昭和55年以前）数値は、非木造総数を平成15年調査結果に基づき補正した値
 ※平成20年数値は、平成15年、平成25年調査結果を用いて補正した値

B 平成27年現在および平成32年、平成37年の住宅数の推計

Aに示される過去の住宅戸数をもとに、昭和55年以前の木造住宅は指数トレンド、昭和55年以前の非木造住宅はロジスティック曲線、昭和56年以降に建てられた住宅は直線トレンドで住宅戸数を推計した。

■推計表

区分 年次	合計		木造		非木造	
	木造	非木造	昭和55年以前 の建築物	昭和56年以 後の建築物	昭和55年以 前の建築物	昭和56年以 後の建築物
平成27年	26,908	19,726	9,001	17,907	1,490	18,236
平成32年	28,513	22,258	8,020	20,493	1,293	20,965
平成37年	30,226	24,816	7,146	23,080	1,121	23,695



C 建築年代による耐震性の有無に関する概数の算定

年次別昭和 55 年以前の住宅数に対し、木造は 88%、非木造は 24%が耐震化の必要な住宅として試算

■耐震性の有無に関する概数試算表

(戸)

設定年次	建築年代	総戸数			耐震性を満たすと考えられる 住戸概数			耐震性が不十分であると考えられる 住戸概数		
		①	②	③ = ④+⑤	④ = ①S55×12%	⑤ = ②S55×76%	⑥ = ⑦+⑧	⑦ = ①S55-④	⑧ = ②S55-⑤	
										木造
平成27年	昭和55年以前	10,491	9,001	1,490	2,212	1,080	1,132	8,279	7,921	358
	昭和56年以降	36,143	17,907	18,236	36,143	17,907	18,236	0	0	0
	合計	46,634	26,908	19,726	38,355	18,987	19,368	8,279	7,921	358
平成32年	昭和55年以前	9,313	8,020	1,293	1,945	962	983	7,368	7,058	310
	昭和56年以降	41,458	20,493	20,965	41,458	20,493	20,965	0	0	0
	合計	50,771	28,513	22,258	43,403	21,455	21,948	7,368	7,058	310
平成37年	昭和55年以前	8,267	7,146	1,121	1,710	858	852	6,557	6,288	269
	昭和56年以降	46,775	23,080	23,695	46,775	23,080	23,695	0	0	0
	合計	55,042	30,226	24,816	48,485	23,938	24,547	6,557	6,288	269

※耐震性を満たすと考えられる住戸概数：平成 27 年、平成 32 年、平成 37 年次における昭和 55 年以前に建築された住宅の推計値に、「都道府県アンケート調査」（平成 14 年）結果による耐震性有無の割合を乗じた値（木造 12%、非木造 76%）を乗じた値とする。

D 耐震工事済み戸数の算定

耐震工事済み戸数年間 160 戸を見込み、「C 建築年代による耐震性の有無に関する概数の算定試算値」から耐震工事済み戸数を減じ、耐震改修済み戸数を算定

■平成 21 年以降 25 年までの住宅耐震工事の有無

耐震工事戸数	総戸数
木造	670 戸
非木造	90 戸

出典：平成 25 年住宅・土地統計調査

※平成 25 年住宅・土地統計調査における耐震改修実績 760 戸（平成 21 年 1 月以降、平成 25 年 9 月末までの 4 年 9 ヶ月(4.75 年)分)を基に推計。なお、この件数には、耐震診断を行い改修した住宅だけでなく、耐震性向上のため、壁の新設・補強、筋かいの設置、基礎の補強、金具による補強を行ったものや、屋根ふき材を重い瓦から金属板などに交換し、建物を軽量化したものも含まれている。

■耐震改修工事済み戸数試算表

(戸)

	合計	耐震改修工事済み戸数		備考
		木造	非木造	
平成 27 年次	320	282	38	木造:670 戸÷4.75 年×2 年 非木造:90 戸÷4.75 年×2 年
平成 32 年次	1,120	987	133	木造:670 戸÷4.75 年×7 年 非木造:90 戸÷4.75 年×7 年
平成 37 年次	1,920	1,693	227	木造:670 戸÷4.75 年×12 年 非木造:90 戸÷4.75 年×12 年

E 耐震化の必要な住宅数

昭和55年以前に建築された住宅の耐震性の有無に関する概数をもとに、耐震工事済み戸数の算定値を減じて、耐震性不十分な住戸数を算定

■住宅耐震性有無の戸数算定表

設定年次	建築年代	総戸数		耐震性を満たすと考えられる住戸概数			耐震性が不十分であると考えられる住戸概数			
		木造	非木造	③ = ④ + ⑤	木造 ④ = ①S55×12%	非木造 ⑤ = ②S55×76%	⑥ = ⑦ + ⑧	木造 ⑦ = ①S55 - ④	非木造 ⑧ = ②S55 - ⑤	
		①	②							
平成27年	昭和55年以前	10,491	9,001	1,490	2,212	1,080	1,132	8,279	7,921	358
	耐震工事済み	-	-	-	320	282	38	▲ 320	▲ 282	▲ 38
	計	10,491	9,001	1,490	2,532	1,362	1,170	7,959	7,639	320
	昭和56年以降	36,143	17,907	18,236	36,143	17,907	18,236	0	0	0
	合計	46,634	26,908	19,726	38,675	19,269	19,406	7,959	7,639	320
平成32年	昭和55年以前	9,313	8,020	1,293	1,945	962	983	7,368	7,058	310
	耐震工事済み	-	-	-	1,120	987	133	▲ 1120	▲ 987	▲ 133
	計	9,313	8,020	1,293	3,065	1,949	1,116	6,248	6,071	177
	昭和56年以降	41,458	20,493	20,965	41,458	20,493	20,965	0	0	0
	合計	50,771	28,513	22,258	44,523	22,442	22,081	6,248	6,071	177
平成37年	昭和55年以前	8,267	7,146	1,121	1,710	858	852	6,557	6,288	269
	耐震工事済み	-	-	-	1,920	1,693	227	▲ 1920	▲ 1693	▲ 227
	計	8,267	7,146	1,121	3,630	2,551	1,079	4,637	4,595	42
	昭和56年以降	46,775	23,080	23,695	46,775	23,080	23,695	0	0	0
	合計	55,042	30,226	24,816	50,405	25,631	24,774	4,637	4,595	42

F 現状および目標年次の耐震化率の推計

以上の推計結果より

平成 27 年次における耐震化率は

$$38,675 \text{ 戸} \div 46,634 \text{ 戸} \times 100 = 82.9 (\%)$$

同様に、平成 32 年次における自然更新による耐震化率は

$$44,523 \text{ 戸} \div 50,771 \text{ 戸} \times 100 = 87.7 (\%)$$

同様に、平成 37 年次における自然更新による耐震化率は

$$50,405 \text{ 戸} \div 55,042 \text{ 戸} \times 100 = 91.6 (\%)$$

と推計された。

G 目標年次における耐震化率を達成するために耐震化が必要な住戸数

■平成 32 年耐震化目標 90%にした場合の試算表

平成 32 年住宅数推計値	50,771 戸	(A)
耐震化率 90%とした場合の耐震性がある住戸数	45,694 戸	(A) × 90% = (B)
自然更新による耐震性が不十分な住宅戸数	6,248 戸	(C) 住宅耐震性有無の戸数算定表より
耐震化率 90%とした場合の耐震性が不十分な住戸数	5,077 戸	(A) - (B) = (D)
目標 90%を達成するために耐震化が必要な住戸数	1,171 戸	(C) - (D) = 目標(90%)とするために必要な耐震改修促進住戸数

■平成 37 年耐震化目標 95%にした場合の試算表

平成 37 年住宅数推計値	55,042 戸	(A)
耐震化率 95%とした場合の耐震性がある住戸数	52,290 戸	(A) × 95% = (B)
自然更新による耐震性が不十分な住戸数	4,637 戸	(C) 住宅耐震性有無の戸数算定表より
耐震化率 95%とした場合の耐震性が不十分な住戸数	2,752 戸	(A) - (B) = (D)
目標 95%を達成するために耐震化が必要な住戸数	1,885 戸	(C) - (D) = 目標(95%)とするために必要な耐震改修促進住戸数

2. 避難路

路線名	緊急郵送 道路区分	路線 種別	区間 (起点)	区間 (終点)	延長 (km)	車線 数	道路幅 (m)	備考
大津能登川長 浜線	避難路	主要 地方道	松原町	下稲葉町	15.1	1,3	3.8～ 18.6	県管理
彦根近江八幡 線	避難路	主要 地方道	新海町	本町一丁目	15.4	2,3	10.0～ 21.5	県管理
彦根・八日 市・甲西線	避難路	主要 地方道	高宮町	高宮町	1.3	1,3	4.5～ 14.4	県管理
愛知川彦根線	避難路	主要 地方道	柳川町	野良田町	5.9	1,3	5.1～ 18.9	県管理
彦根停車場線	避難路	主要 地方道	佐和町	佐和町	0.6	2,5	10.0～ 29.2	県管理
稲枝・沢線	避難路	県道	野良田町	三津町	2.1	2	5.0～ 12.5	県管理
賀田山安食西 線	避難路	県道	賀田山町	楡町	1.7	2	8.3～ 15.0	県管理
橋向東沼波線	避難路	県道	東沼波町	西沼波町	0.8	1	3.2～ 9.9	県管理
高宮停車場線	避難路	県道	高宮町	高宮町	0.9	1,2	4.0～ 14.0	県管理
三津屋野口線	避難路	県道	三津屋町	野口町	4.8	1,2	5.0～ 12.5	県管理
新海上稲葉線	避難路	県道	新海町	下稲葉町	2.7	2,3	6.3～ 15.0	県管理
神郷彦根線	避難路	県道	三津町	川瀬馬場町	9.0	1,3	4.0～ 20.4	県管理
水谷彦根線	避難路	県道	佐和山町	笹尾町	4.8	1	3.3～ 13.3	県管理
多賀高宮線	避難路	県道	高宮町	高宮町	1.2	2,3	7.0～ 15.2	県管理
大堀多賀線	避難路	県道	大堀町	大堀町	1.3	1	6.3～ 6.5	県管理
八坂高宮線	避難路	県道	八坂町	高宮町	4.6	1,3	6.7～ 15.7	県管理
彦根環状線	避難路	県道	原町	大藪町	6.9	1,5	3.2～ 24.0	県管理
彦根港彦根停 車場線	避難路	県道	松原町	船町	1.8	2,4	13.5～ 26.5	県管理
彦根城線	避難路	県道	古沢町	金亀町	1.8	1,5	7.0～ 30.8	県管理
彦根米原線	避難路	県道	松原町	松原町	2.0	2	18.0～ 20.2	県管理
敏満寺野口線	避難路	県道	野口町	野口町	0.7	1,2	5.6～ 9.1	県管理
カネボウ前線	避難路	市道	栄町2丁目	長曾根町	0.5	1	6.2～ 9.2	市管理
安清西沼波線	避難路	市道	安清町	西沼波町	0.8	1	3.5～ 11.5	市管理
稲部三津線	避難路	市道	稲部町	三津町	2.3	1,2	4.4～ 8.0	市管理

路線名	緊急郵送 道路区分	路線 種別	区間 (起点)	区間 (終点)	延長 (km)	車線 数	道路幅 (m)	備考
稲部本庄線	避難路	市道	彦富町	本庄町	1.3	1,3	12.0～ 23.3	市管理
宇曾川左岸線	避難路	市道	日夏町	日夏町	1.3	1	7.7～ 10.5	市管理
岡町山之脇線	避難路	市道	山之脇町	山之脇町	0.3	2	7.8～ 8.5	市管理
下岡部稲里線	避難路	市道	上岡部町	稲里町	1.2	1	5.0～ 6.2	市管理
賀田山日夏線	避難路	市道	賀田山町	日夏町	1.3	2	7.8～ 11.2	市管理
宮田上倉線	避難路	市道	鳥居本町	宮田町	0.4	1	5.8～ 10.2	市管理
宮田米原東口線	避難路	市道	宮田町	宮田町	0.6	1	10.0～ 11.8	市管理
京町芹川線	避難路	市道	安清町	安清町	0.1	1	5.0～ 5.5	市管理
錦船町線	避難路	市道	大東町	船町	0.8	4	13.0～ 19.0	市管理
芹橋彦富線	避難路	市道	稲部町	芹橋二丁目	8.9	2	5.7～ 15.0	市管理
芹川堤防線	避難路	市道	長曾根町	西沼波町	0.7	1,2	4.0～ 13.0	市管理
古沢安清線	避難路	市道	古沢町	古沢町	0.4	2	8.8～ 19.0	市管理
高宮多賀線	避難路	市道	高宮町	高宮町	0.5	2	7.5～ 13.4	市管理
高宮町七軒町・ 桃線	避難路	市道	高宮町	高宮町	1.8	1,3	4.3～ 14.8	市管理
立花佐和線	避難路	市道	立花町	佐和町	0.4	1	3.7～ 6.9	市管理
薩摩彦富線	避難路	市道	薩摩町	彦富町	3.9	1,2	6.0～ 12.0	市管理
小泉庄堺線	避難路	市道	開出今町	小泉町	1.1	2	9.6～ 16.7	市管理
須越辻堂線	避難路	市道	甘呂町	辻堂町	0.9	2	7.6～ 10.7	市管理
西沼波六反畑・ 芹川上野線	避難路	市道	西沼波町	西沼波町	0.6	2	7.8～ 11.0	市管理
石寺・八坂線	避難路	市道	薩摩町	八坂町	3.6	1,2	4.5～ 12.2	市管理
石寺稲里線	避難路	市道	石寺町	稲里町	1.2	1	5.0～ 7.0	市管理
石寺田附線	避難路	市道	普光寺町	甲崎町	1.2	1	4.4～ 6.0	市管理
川瀬神社中山道 線	避難路	市道	川瀬馬場町	川瀬馬場町	0.5	1	2.3～ 6.9	市管理
川瀬馬場南川瀬 線	避難路	市道	川瀬馬場町	南川瀬町	0.5	2	11.3～ 12.0	市管理
大藪金田線	避難路	市道	金田町	大藪町	5.2	1,2	5.0～ 19.2	市管理

路線名	緊急郵送 道路区分	路線 種別	区間 (起点)	区間 (終点)	延長 (km)	車線 数	道路幅 (m)	備考
大藪橋向線	避難路	市道	橋向町	中藪町	1.5	2	8.5～ 12.6	市管理
中央銀座線	避難路	市道	中央町	銀座町	0.4	2	15.8～ 16.8	市管理
中下長江線	避難路	市道	金沢町	金沢町	1.1	1, 2	5.0～ 9.3	市管理
中山道線	避難路	市道	原町	鳥居本町	3.5	1	4.0～ 7.4	市管理
長曾根銀座河 原線	避難路	市道	芹橋二丁目	銀座町	0.6	2, 3	15.8～ 20.0	市管理
長曾根中央町 線	避難路	市道	城町2丁目	本町2丁目	0.9	1	4.8～ 14.8	市管理
鳥居本町鋤田 弓形線	避難路	市道	鳥居本町	鳥居本町	0.1	1	3.3～ 4.0	市管理
田附本庄線	避難路	市道	田附町	本庄町	2.8	1, 2	5.5～ 8.3	市管理
内町三ツ割線	避難路	市道	鳥居本町	鳥居本町	0.6	1	6.7～ 12.7	市管理
南三ツ谷本庄 線	避難路	市道	南三ツ谷町	南三ツ谷町	1.3	1	4.2～ 6.5	市管理
日東町巡礼街 道線	避難路	市道	日夏町	甘呂町	1.3	1, 2	3.2～ 8.3	市管理
八坂西今線	避難路	市道	八坂町	西今町	1.6	2	12.0～ 14.6	市管理
彦根駅前4号 線	避難路	市道	外町	安清町	0.2	1	4.6～ 5.5	市管理
彦根駅平田線	避難路	市道	安清町	平田町	1.9	1, 2	5.0～ 18.8	市管理
彦根駅里根線	避難路	市道	古沢町	外町	0.3	2, 3	9.2～ 19.0	市管理
彦根口河瀬駅 線	避難路	市道	岡町	南川瀬町	4.7	1, 3	9.0～ 17.5	市管理
彦富稲部線	避難路	市道	金田町	彦富町	0.7	1	3.5～ 6.0	市管理
湖東地区広域 農道	避難路	広域 農道	三津屋町	犬方町	4.0	1, 2	5.0～ 14.0	市管理

3. 用語の解説

【あ行】

○Is 値

Is 値とは『構造耐震指標』と呼ばれる、耐震診断で判断の基準となる値。一般的な Is 値の目安は以下の通り。（旧建設省告示）

Is 値 0.3 未満	破壊する危険性が高い
Is 値 0.3 以上 0.6 未満	破壊する危険性がある
Is 値 0.6 以上	破壊する危険性が低い

○一般診断

大地震により住宅が倒壊する可能性がどの程度かを判定するもので、いわば、耐震改修の必要性について確認するもの。診断を行うには、建築士や大工、工務店など建築に関する知識と経験が必要。

精密診断法に比べると簡易に行えるのが特徴で、建築物の内外装をはがさない「非破壊調査」による調査を基本としている。

【か行】

○活断層

最近の地質時代（第四紀：約 200 万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層。

※「新編日本の活断層」（活断層研究会編、1991 年）による。

○旧耐震基準

「耐震基準」を参照

○緊急輸送道路

災害発生時に救助、救急、医療、消火ならびに緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ県や市の地域防災計画で位置づけられている道路のこと。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成 18 年 1 月 26 日の改正により、大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務づけられました。

また、平成 25 年 11 月 25 日の改正により、不特定多数の方が利用する建築物および避難に配慮を必要とする人が利用する建築物、危険物の貯蔵等を行う建築物のうち大規模

なものについて、その所有者が耐震診断を行い所管行政庁に報告することが義務付けられ、所管行政庁がその結果を公表することとなった。

○減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。

【さ行】

○在来木造住宅

柱と梁を主とし、筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造工法。

○自然更新

過去および現在の状況をもとに、意図的な施策などを図ることなく、将来どのような状態になるのかを推測した時の値を意味している。

○所管行政庁

耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、滋賀県における所管行政庁は、建築基準法による特定行政庁を指す。

○地震ハザードマップ

地震ハザードマップとは、地震災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもので、予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されているもの。

○地震発生確率

国の地震調査研究推進本部・地震調査委員会が、過去のデータから将来の地震発生確率を統計的に予測した確率値。計算手法は、想定した地震が発生しない限り、発生確率の値が時間の経過とともに増加する手法が用いられる。

○住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。

住宅および世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国および地域別に明らかにすることを目的に、総務省(旧総務庁)統計局が5年ごとに実施しています。

○新耐震基準

「耐震基準」を参照

○鈴鹿西縁断層帯地震

鈴鹿西縁断層帯は、滋賀県東部の鈴鹿山脈西縁に分布する活断層帯である。活断層帯全体が1つの区間として活動すると推定され、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定される。本断層帯は今後30年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属している。

○精密診断

建築士等の建築技術者が行う、より精密な診断を行なうものである。診断方法は次の4種類の方法が用意されている。なお、診断の実施において破壊を伴う場合がある。

1. 保有耐力診断法
2. 許容応力度等計算による方法
3. 限界耐力計算による方法
4. 時刻歴応答解析による方法

【た行】

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるのかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。

○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替えまたは敷地の整備（擁壁の補強など）を行うこと。

○耐震基準

宮城県沖地震（昭和53年M7.4）等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直された。この基準を「新耐震基準」と呼び、その後、数度の見直しが行われている。新耐震基準では、設計の目標として、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしている。

一方、建築基準法改正前の昭和56年5月以前の基準を「旧耐震基準」と呼び、大地震に対する耐震性が不足しているとされる。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準の建築物に被害が集中している。

○中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議。

○通行障害既存耐震不適格建築物

地震により建物が倒壊した場合、地方自治体が指定する「災害時に通行を確保すべき道路」の通行を妨げるおそれのある、前面道路幅員の1/2以上の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合には6m以上）。

○伝統的工法

昔の農家・町屋などに用いられている日本の伝統的技術が活かされた工法。地域の機構・風土に適応してわが国の木造建築物の主要な工法として発展した。土壁が基本で、貫（ぬき）や差し鴨居（かもい）等が多く用いられる。

○特定既存耐震不適格建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場および地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれがある建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着手されたもの。耐震診断・耐震改修に関する、所管行政庁による指導・助言等の対象になる建築物。

【な行】

○南海トラフ巨大地震

日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数cm割合で沈み込んでいる場所を震源として発生する地震。この地震は100～200年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されています。

○ネットワーク

網目状に結ばれた組織など。例えば、道路ネットワーク、コンピューターネットワーク、全国的な放送局の組織網などがある。

【は行】

○バリアフリー

日常生活や社会生活を営む上での障害（バリア）をなくすこと。住宅においては、床の段差の解消、手すりの設置等がある。

○防災拠点建築物

庁舎その他、大規模な地震が発生した場合に、その利用を確保することが公益上必要な建築物として、都道府県の「耐震改修促進計画」に記載されたもの。

○PL値（液状化危険度）

PL値とは液状化指数と呼ばれるもので、一般的に5より大きければ「液状化の可能性がある」、15より大きければ「液状化の可能性が高い」と判定される。

○防火地域

都市の安全、特に火災から人々の生命や財産を守るため、都市計画法によって定められる地域で、「防火地域」と「準防火地域」の指定がある。

【ま行】

○密集市街地

密集市街地は、①狭小な敷地に高密度に建築物が建ち並ぶ、②地域内の道路・公園等の公共施設が不十分、③老朽木造建築物が多く存在するような市街地とされている。

【や行】

○要安全確認計画記載記載建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている、地震により倒壊し道路をふさぐおそれがある建築物や都道府県が指定する防災拠点建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着手されたもの。

また、この建築物には、耐震診断の結果の報告が義務づけられている。

○要緊急安全確認大規模建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている、一定規模以上の不特定多数の者が利用する大規模建築物、避難に配慮が必要とされる人が利用する建築物および危険物の貯蔵場・処理場のうち、昭和56年5月31日以前に着手されたもの。

また、この建築物には耐震診断の結果の報告が義務づけられている。

【ら行】

○ライフライン

電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し現代人が日常生活を送る上で必須となる諸設備の総称。